No.11591

監獄協會

監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第壹號

明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行
（一月二十日發行）

目次

論說（自動教育と自由刑とに就て）……典獄 寺崎勝治……（四）
講演（監獄作業に就て（承前））……京都帝國大學法科大學教授 法學博士 田島錦治……（八）
資料（新しきシンシン監獄に就て（承第三十一卷第五號））……宇陽北筑生譯……（二七）
統計（大正七年十一月中の出監並月末在監人員表外三表）……（三三）
譚叢（新年だより）……（四〇）
寄書（監獄衛生雜感）……金澤石崎貧樂生……（四三）
（統計に現はれたる各監獄の成績（承第三十一卷第九號））……監獄局 藤井藤藏……（四八）
雜纂（予は看守諸君と語る）……典獄 有馬四郎助……（五四）
（新春閑話）……霜 翰……（五六）
彙報（逃走被告人逮捕其他——敘任——會報）……（五八）

監獄協會雜誌第參拾貳卷第壹號

新年の辭

大昊規を執て斗柄巳未に移り、瑞氣四海を罩めて千里同風、皇基益々固く、國權永へに伸ぶ、吾人は此祥雲靄靄の年頭に於て先づ謹んで吾　皇室の無彊と國運の隆昌とを賀し、併せて本會々員諸君の清康を祝福せんと欲す。

回顧すれば五歳に亙る曠古未曾有の大戰も休戰の約既に就り、講和の機漸くに熟し、茲に平和の基礎を永遠に確立するに至るべく、正義の爲め將人道の爲め眞に慶すべきことなりとす、只戰局久しきに亙り其影響の及ぶところ大に、其精神界に於ける思

想の動搖、人心の變轉甚しく、險惡なる思想の橫溢、虛榮浮華の惡風等浸潤其極に達し、物質界又其動搖を一にす、惟ふに此物質精神兩界の波動を安定にし、國家百年の安康と秩序を維持せんとするには、正に此時勢の一大轉機に於て熟慮參畫を要すべく、戒愼警勵各其分に應じ最善を竭すの覺悟なかるべからず。

然り而して、我國行刑事務の狀態は其形式內容共に順調にして整備せるは吾人之れを客臘の紙上に於て述べしを以て茲に再說を試みずと雖も、抑獄政有終の美を齊さんと欲せば尙斯道百般の事業に付大に參畫施設を要すべきものあるは智者を待て後知るを要せざるなり、況んや物質界精神界の動搖叙上の如き今の秋に於て深く時局の影響を思ひ、具さに世態人情を洞察せば、一として犯罪誘發の因子たらざるはなく、職に司獄の官にあるもの其責任の重且大にして監獄事業益々複雜を來すべきこと蓋疑を容れざるなり。

夫れ改春は事務を刷革し人意を一新すと、吾人は此平和の機熱したる年頭の好機に立ち卑言を吐露して會員諸君の奮勵を望み、吾人も亦驥尾に附し努力を効さんとす、春寒峭峭茲に重ねて會員諸君の健勝を祈り以て新年の辭となす。

自動教育と自由刑とに就いて

典獄寺崎勝治

予乏しきを監獄の長に承け獄務を執掌し幾くもなく現代に於ける自由刑の威力及び其程度に關し疑ひを懷いたのである、其の後ち河野文學士著自動主義新教授論を讀むに及んで益々其の疑ひを深からしめたのである、近く監獄局長の米國の四人自治制に關する高論を讀み大に得る處があつた、其の一節に「ニューヨーク」州立監獄改良委員會に長「トーマス、モット、オスボーン」は千九百四年（明治三十七年）「アルバニー」市に開かれたる監獄協會の年會に於て監獄改良の眞基礎と題し、現代監獄に於ける囚人教養法は作業を強要することに依つて彼等を勤勉の民とならしめ、諸種の誘惑を除去することに因つて彼等を有德の人たらしめ、獨裁官憲の强制命令に服從せしむることに依つて彼等に尊法の念を起さしめ、將來を觀測するの機會を與へざることに因て彼等に先見の明を養はしめ、各囚を打て一團と爲し群集一樣の處遇を施すことに因つて自發の能力を獲せしめんとするに在り、一言以て之

を蔽へば囚人を現社會の實情と相隔絶せる境遇に置くことに因つて彼等を社會に復歸せしむる準備を整へんとするものなり、斯の如くにして安ぞ能く其期待を全うすることを得んや、然らば則ち眞正なる獄制の基礎は何れの處に之を求むべき乎、同く人をして自由に適應する資格を作らしむる所以のものは唯だ自由あるのみ、現代監獄に於ける拘禁と刑罰とに換へ出來得る限り廣濶なる範圍に於て個人的自由の施設を採用することを要す」と云ふことがあつた、要するに「オスボーン」の論據は自由にある、而して自動主義の教育說の根抵も亦自由であつて二者其の源流を同うして居るのである、然らば自動主義教授論の要點如何と云ふに大要下の如くである。

一、實力ある兒童を養成するには自動的教育法に依らねばならぬ、自動的教育は智識を授くるにあらずして研究法を教うるものである、換言すれば智識を啓發するの能力を養はしむることである、受動的習性の子女、依賴心ある兒童は無力にして新日本の相續者たる實力がないと云ふのが其の一である。

二、自分發見したる智識技能でなければ價値ある學藝ではない、兒童自身の努力に依り創作收得し發見工夫したものでなければ眞正なる學問、價値ある技術ではないと云ふのが其の一である。

三、舊教育の弊害である兒童自分發見し工夫することなく總て教師に依賴するのが舊教育の缺點である、記憶や摸倣はあるけれども創作や發明は少いと云ふのが其の一である。

四、自動教育は兒童の活動性を利用し實驗や觀察をさせて努力活動させることが主眼である、兒童の

通有性たる活動を利用せしむるのである、靜寂や不動の態度は子女の本性に戻るから、されども不規則、無秩序勝手氣儘の行動を許容し放任せよと云ふことではない、勝手、放任にあらざる眞の自由を與へて學習せしむべしと云ふのが其の一である。

囚人は鐵窓獄衣の人である、高大なる壁狹隘なる監房に起臥し一擧一動司獄官の命令に待つのである、而して一朝釋放さるるや、複雜なる社會の一員となり共同生活を營み激烈なる競爭場裡に立たねばならぬ、於茲米櫃家賃着物に就いての心勞起り、而して其の煩勞は人類生存の全部と云つても過言ではない、然るに昨日迄は此等の物資は總て官給たりしものが今日は自給自足せねばならぬ、それから拘禁生活にありては交際を禁止してあるから交際に關する心配はないが、社會生活に於ては向三軒兩隣は少くとも交際をしなければならぬ、況んや妻子兩親あるものに於てをやである、一家を維持し體面を保持する爲め働いて相當の報酬を得ねばならぬ、而して何人も命令するものなく、何人も指導するものなき故、自己の自由なる意思判斷を以て活動し、自己の損益計算に於て行動するのである司獄官の命令許可授業手の指導干涉もなく獨立獨行である、依賴的作業他動的勞働ではない、從て興味もあり發明も出來るが損失も招くことあり又利益を得ることもある、愉快もある代りに危險も伴ふのである。

拘禁生活は餘りにく多人類の獨立性創造性活動性を損傷するではないか、刑期が長くなれば長くなるほどそれが甚だしくなるではなからうか。

近時累犯者の增加著しく其の原因は多種多樣であるだらうか、拘禁生活長きに亙り爲めに獨立性消失して依賴心起り創造性缺乏して暗示性多くなるのも亦其の一因でなからうか、惟ふに將來に於ける獄制の研究は現代に於ける自由刑の價値を批判し受刑者に伴ふべき自由の範圍分量如何の問題であると豫測するのである。

予は成年囚及未成年囚に通じて囚人の自治制や自動教育說は監獄教化に關し大に研究せねばならぬと信ずるのである、自動教育說の影響を受けて顯はれた自治訓育說もあるが別の機會に於て論述することにして一先づ筆を擱く。

監獄作業に就て（承第三十一卷第十二號）

京都帝國大學法科大學教授　法學博士　田島錦治君

そこで、前置きは此れに止めることに致しまして、これから今申上げた原則によつての監獄勞働の組織といふことの本論を申上げます。監獄作業の組織は色々あるのである。之を大別しますると監獄内の作業と監獄外の作業といふことになるだらうと思ふ。監獄外の作業に就てはこれを後廻しにして、先づ監獄内部に於ける作業に就て申して見たいと思ひます。

監獄内に於ける作業は、これを大別すれば三つになり、細別すれば五つになります。大別して三つになるといふのは、其第一が私人、企業者に委任するの組織、之を小別して三つになります。それは後に申します。第二が監獄が私人、企業者より請負ふ組織、第三が監獄直營の組織、此三つであります。

以上の三つに分れるのでありますが、そこで此第一の私人に委任する組織、これは今日日本にはない組織でありますから、或は申上げる必要はないかも知れませぬ。暑いのに餘計な事を言ふとお考へになるかも知れませぬが、併し又どういふ風に模樣が變つて、國有鐵道を民有にしろといふ議論もある位ですから、事によつたら監獄作業を誰か私人に委せろといふやうな議論が將來出て來ないとも限りませぬ。それで此際餘計な事のやうではなるが一言述べて置く必要があらうかと思ひます。

此私人に委せるといふ組織が更に三つに分れます。先に申した區別と區別する爲に甲乙丙と申しませう。

甲は全然委任であります。一切合切、即ち殆ど監獄の行政まで委任するといつてもよい。つまり監獄を立てるのも私人、監獄で使ふ人を任命するのも私人、設備萬端をするのも私人、官吏の俸給を支拂ひ、且つこれに利益の一部分を供する事、囚徒を養ふ事、囚徒に向つて賃金を拂ふ事、すべて皆私人が引受ける。其代りに其私人は監獄の勞働を利用するの權利が與へられてある。監獄の勞働を自分の利益のために使用することが出來る。監獄の作業をやつて利益があつた場合に、それを自分の物にするか、或は約束によつては利益の一部分を國家に獻ずる。儲からない場合には其代り國家から補助金を受けることもありませう。兎に角監獄の經營から設備其他萬端殘らず私人に委任する制度であつて、此制度は曾て歐羅巴にも行はれました。亞米利加では大分前から行はれて居ります。今日も猶ほ行はれて居る。どうもこれは、後でも申上げますがあまり面白い制度ではない。

乙の方は同じく委任制度ではあるが少し違ふのは、これは全國の監獄殘らず建物は政府が立てる。

それから與獄であるとか看守であるとかいふやうな者を任命するのも政府である。併しながら監獄の勞働は一切之を私人に委任してしまふ。從て其つまり監獄の勞働を使役する代りに、報酬として、委任を受けた人は囚徒を給養しなければならぬ。それから國家に對して報償をしなければならぬ。さうすると此場合には豫じめ國家と企業者と約束をして、企業者は囚人にどういふ勞力を科するか、勞役者に對して支拂ふ賃錢はいくら、給養費はいくらいくら、從て國家に對して支拂ふべきところの報償金はいくらといふことを定める。つまり請負である。日本の法律に書いてある請負とは違ひますが、要するに請負である。全國に監獄が十ヶ所あれば其十ヶ所を一人の企業者に一任する。此制度を名づけて一般的委托企業と申します。此一般的委任を受けたところの人は更にそれを他の人に小別して委任することが出來るのであつて、早い話が大きな請負をした人が更に他へ小別をして請負はしめることが出來るやうな譯である。此制度は曾て伊太利で隨分行はれたことがある。千八百八十二年まで行はれました。英吉利、佛蘭西でも千七百七十五年の頃まで此制度が行はれた。今日は此制度は廢つてしまひました。そして今では次に述べる方法と、先刻申した第三の官營法とを採つて居るのであります。

丙はどういふ遣方かと申しますと、これは國家が監獄の行政全體を掌握して居つて、只囚徒の小人數又は大人數を或企業者に或種類の作業に使用することを許すのであります。それで此の場合はどうするかといふと、作業者に對する賃金は企業者に於て負擔する。而して作業に就ては監獄自身が囚徒を指定して仕事をやらせる。それからお賴みする方の詰り企業者の方は原料品とか道具とか機械を提

供する。そして自分の方から事によると技師を連れて來て、其技師の監督の下に作業者をして作業せしめる。斯ういふ組織である。つまり民間の人に監獄の作業の一部分を委托することを得せしむるのであつて、之を名づけて特別的委任法と申します。

要するに以上述べました三つの制度は、いづれも監獄の作業に私人が關係するのであつて、私人の經濟に於て經營するといふ事になるのであります。殊に此丙の方法は大分方々で行はれて居ります。

それから第二の方法の監獄が私人企業者から請負ふといふこと、これは今述べた第一の丙の遣方に餘程似て居る所がありますが、少し違ふ。其違ふ點はどうかといふと、必要な場合は道具や機械や材料を企業者の方から出すけれども、原則としては出さぬことの方が多い。監獄自ら爲すのである。そして監獄は自分で技師も使へば官吏も使ふ。企業者からさういふ點に手を入れさすやうな事はしない。そして其作業に就ては監獄自ら責任を負ふてやる。若し私人の提出した原料、若くは機械器具を損ずるやうな事があつた場合にはやはり監獄自身が責任を負ふ。斯ういふ方法であります。此制度は方々で行はれて居ります。二三の例を申しますと、丁抹、白耳義、普魯西、是等は大抵これであります。日本もいくらか之を採つて居ります。前申しました請負業、委托業といふやつ。

それから第三の方法、私はマアこれが一番良い遣方だと思ふのですが、つまり直營です。國家の直營。即ち日本に於ける官司業といふのがこれでありまして、監獄官廳が自ら原料、道具、機械等を備へ付けて置いて、そして自己の任命したる技師の監督の下に作業を爲さしめる。得たところの生產物

は監獄官廳自ら私人に向つて賣却するところの方法であります。私人に賣却するに限りませぬ。或は公共團體に賣却する、又は與へる。或は監獄自身が其生産物を使用する場合も勿論あります。さういふのであります。公共團體或は他の官廳へ賣却する、又は與へると申しましたが、それは例へば郵便行囊を造つて遞信省へ賣る。或は軍服を造つて陸軍省又は海軍省へ賣るといふやうな事であります。要するに直營法であるのでありまして、此方法は大分諸國に行はれて居ります。

以上述べました制度に就ては固より各〻利害得失がありまする。先づ第一の私人に全く委任する制度、その甲乙丙とも、これはどうであるかと申しますと、どうも此制度は監獄の刑の執行といふ方の點から見まして甚だ面白くないのであります。私が前に刑事政策と經濟政策との關係といふ所で述べて置きました通りに、原則として囚徒は自由人民から離隔せんければならぬ。又規律を嚴正にしなければならぬのであるが、此原則といふものが私人に全く委任するといふ制度の上では完全に行ふことが出來ませぬ。卽ち監獄外から私人がドン〳〵入つて來る。私人の使用するところの技師が入つて來る。そこで囚徒と接觸する機會を與へて、遂にこれが監獄と監獄外との間の何か媒介をするといふやうな事が起らぬとも限らない。且つ又云ふまでもなく私人は其利益を圖るといふことが目的であるからして、從て彼はなるたけ監獄作業の効果を大きくしたいといふことを考へる。故に從て囚徒卽ち作業者に向つて何か特別の待遇を與へるといふことにならざるを得ない。或は物を與へて彼等の滿足を沽ふとか、モネーを與へて彼等の勉强心を惹起さしめんとすることがないとは限らない。して見ると、

第一離隔といふことが完全に行はれない上に、規律を嚴正にするといふことも此制度に於ては出來兼ねるといふことになるのであります。更にそればかりでなく。まだいけないと思ひますのは、原則の第二に於て、囚徒の精神並に肉體の全力を盡さしめ、長い刑期の間退窟凌ぎに作業をするといふやうな事のないやうにする事と斯樣に申しましたが、或は怖る、それが却てさうでなく、囚徒の歡心を沽ふといふことになつて來ると、監獄は良い所だ、苦しい所でないといふやうな考を起さしめて、監獄に入ることをあまり恥としないやうになるやうな事はなからうか。さういふ考が起つて來るかも知れぬと私は憂へるのである。而して尙茲に重大な關係のありますのは、此第一の制度は、甲は今申す通り勿論いけませぬ。乙の一般的委任、丙の特別的委任卽ち部分的の委任、いづれに致しましても、左樣に私人が委任を受けて監獄作業を行ふといふことになりますと、私人の方から見まするに、監獄作業者を使用するになるたけ一つの仕事に澤山の人間を使つた方が計算がどうしてもよろしい。色々な仕事に分けて、個人適應主義、彼等の能力に應じた事をさせるといふことではどうも面倒くさい。そこでなるべくならば、大仕掛に、割一的の、少し位年を老つた者でも、子供でも、女でも、賢でも、愚でも、さう敎へ込まんで爲し得るやうな簡單な仕事をやつた方が利益だといふところから、從て監獄に機械的工業をやらせるといふ傾が生じて來ることになるのである。現にさうださうであります。私人に請負はせると大抵機械を使ふ。徐り手工業はやらない。尤も偶〻器用な人間があつて彫刻が巧であるとか其他特殊の技能を有つて居る者などに對しては、さういふ者を簡單な事に使用するのは損

であるからそれは仕方がないけれども、さうでない普通の者は大抵機械を用ひるものに使用する。例へば諸監獄で主にやつて居るのは裁縫だらうですが、これを機械的にやる。靴、これも機械でやる。それから指物なども大抵機械でやる。鉋で削つたり穴をあけたりするのが手でしない。機械でやります。さういふなか〳〵巧みな機械があるそれを使ふ。それから鐵で色々な器物を拵へること、錠前、その他色々な物、皆機械でやつてしまふ。本を綴ぢる仕事、これも機械でやる。女はコルセット、卸大抵の物は機械でやる。斯ういふ事になります。それから第三の原則の囚徒の生命及健康を害することなきを要する事、それから第四の原則の囚徒に對し個人適應主義を採らねばならぬ事、此原則にも此制度に於ては背戻することになります。個人適應といふやうな事は徹頭徹尾行はれない。誰でも構はぬ。老幼男女を問はず同じく機械的勞役に服さしめる。且つ又なるべく餘計働かせる爲に生命及健康といふやうな事を顧念しない。さういふ弊害を生じます、此方法は。其他にも色々な弊害が起つて來ます。例へば斯ういふ事もあります。監獄で以て囚徒が機械的工業に從事する。それが一朝出獄した時にこれが非常に危險である、即ちどういふ危險が起るかといふと、大抵監獄へ入つて來る者は今日のところでは都會人が多くて田舍人が少いですが、田舍人の方が入監して後はどうなるかといふに、彼等は監獄へ入るまでは農業をやつて居つた。それが監獄で以て機械的工業をやるといふことになると、他日監獄を出てから彼等は再び田舍へ歸らないといふことになる。さうするとそこに一の社會問題が起つて來るのであつて、即ち都會に向つて餘りに多く工業的勞働者が集中するといふやうな惡結

果を生ずるに至るのであります。此點がよほど重要なる關係を社會に有つに至るといふことは爭はれない事であります。斯ういふ批難も此制度に就てある。即ち監獄の勞働といふものは廉い賃金で働かせるから從て自由勞働者の賃金も之を廉からしむるに至る。又請負人は監獄で以て粗末な廉い品物を造つて別に賣るから、民間で拵へた値の高い良い品物がそれが爲に壓迫を受けるといふ批難である。なる程これは事實さうである。第一の批難の通り世界いづれの國でも、日本もやはりさうだらうと思ひますが、少くとも刑期の一年及一年以上の囚徒に對して請負人はどの位の給料を與へるかといへば、先づ自由勞働者の給料の三分の一、場合によつては四分の一又は五分の一位を與へるのが常である。何處でもさう餘計與へない。且つ又監獄の設備の一部分は政府の負擔になつて居る。だからそれだけ生產費が廉く附く譯であつて、廉い生產費を使つて生產した物はどうしても廉く上つて民業を壓迫するといふ結果に落ちて來るのである。併し又請負人の方から考へて見ると廉く請負はなければならぬといふ事情もある、人或は曰く、それは入札に附すればよろしいと。處が監獄の入札はどうも入札のやり手がない。なぜならば監獄に於ては刑期の長い者といふものはあまり無い。多くは刑期が短い。刑期の短い人間を使ふのは、普通の勞働者に對するやうな約束で之を使ふことは非常に不利であるから、所謂踏倒しといふことが誰でも一般に行はれるのであつて、結局監獄の仕事を請負ふのにあまり競爭者がない。年々請負といふこともこれは出來ない。一旦請負つたらば少くとも長い期間に向つて請負をしなければならぬ。例へば四年なら四年五年なら五年の間監獄の仕事を請負ふことになる。然

るに一體工業といふやうな事は世間の景氣の好い時には勞働者が澤山いる。景氣の惡い時にはさういらない。監獄はどうかといふと此反對に、景氣の惡い時には人間が殖え、景氣の好い勞働者の澤山いるやうな時には却て入監者が少ない。然るに景氣が惡い時だからといつて剩つた人間を無駄に遊ばせて置くことは出來ない。請負人はやはりこれを働かせなければならぬ。一方世間では景氣が惡くて品物が賣れない。勞働者も其爲に仕事がなくて弱つてゐる。然るに監獄で以て拵へた廉い品物をドンドン世間に出して來る。さうすると自由勞働者は壓迫を蒙ることになる。出す方の監獄の請負人だつてさう德では決してない。又今度反對に景氣の好い時にはどうかといふと、監獄に入つて來る者が少いから請負人としては仕事をさせる者が不足で損である。要するに景氣の惡い時に於ける監獄作業物の販賣といふことが民間の自由勞働に向つて壓迫を加へるといふことは確な事實である。初に申しましたる樣に監獄勞働者の數が自由勞働者に比べて少いといふことは其通りである。併し少いといつても、私人に委任すると、私人は先程申した如く劃一主義を執つて一つの仕事に一つの仕事を大仕掛にやる。それ〳〵に適應した仕事をさせるといふやうな事はしないで、一つの仕事に集中させるからして、相當の壓迫を民間に加へて來ることはどうしても免れない。第二の批難の監獄で拵へた品物は廉くて惡いといふこと、これは必ずしもさうでない。併しながら要するに監獄作業の制度を私人に請負はしむる制度にするといふことは、どうしてもそれによつて民業を壓迫するところの結果に陷ることを免れ得ないのであります。且つ又前に申した色々の弊害を伴ふといふことは爭ふ餘地を有たないのであります。人或

は曰く。請負制度にすれば國庫に向つて收入が殖えるからよいぢやないかと、けれどもいけないです。私人に請負はせる方が自分でやるよりも收入はさう殖えない。假に收入が殖えたとしたところで、他にヨリ大きな缺點があるではないか。監獄の規律を破り、その離隔的主義を破り、その個人適應主義を破り、その最大任務たる囚徒の改善といふこと、即ち改過遷善を行ふことが出來なくなるではないか。國庫に向つて年々二十萬や三、四十萬の收入を殖やしたところで何の役に立つかといふことになるからして結局此制度はいけないといふことに歸着するだらうと我輩は思ふ。第一の點は以上の通り。

第二の監獄が私人から請負ふ制度、これは監獄が請負はせるのではないから此點を間違はぬやうに願ひたい。これは大變によい制度である。これは前にも述べました通り、私人の依賴を受けて監獄が監獄作業を行ふのである。而して監獄に於ては必要に依つて私人から提供せられたところの原料とか機械器具を損じた場合、又は勞働の結果が約束より不良であつた場合には、其損害に對して責任を負ひます。それだけの不利はあるけれども、併しながら色々な良い點がある。それはどういふ點かといふと、經濟政策上から見ると、自ら作業の種類を定めることが出來ますから從て作業者に對して個人適應主義を十分に行ふことが出來る。それから又作業の種類を細かく別けてやらせるからして囚徒に向つての賃金も民間に於ける自由勞働者とほゞ均衡を取つて行くことが出來る。尤も賃金は皆やる譯ではありませぬ。一部分だけやります。それも私人にやらせる場合のやうに一把一括げにやるのでなくして、各々に適當に且つ民間に於けると大した逕庭のない程度に於てやることが

出來る。卽ち國家としても利益であるし、其一部分を囚徒に與へるとすれば囚徒の爲にも利益になつて、經濟政策上非常によいのである。併し要するに此請負制度ばかりやつて居る所はありませんで、大抵は是から逃べまする話り第三の直營法が晩近主に行はれて居るやうに思はれる。

第三、國家が自ら之を營む制度、直營法、日本に於ても之が原則として行はれて居ります。此方法は刑事政策上から見まするど最もよい組織であらうと思ふ。卽ち此組織によつて刑事政策上の目的は最もよく之を達することが出來るのであります。只併しながら玆に一つ弊害がありまする。それはどういふ弊害であるかと申しますと、此方法でもやはり民業を壓迫するといふ批難は免れない。卽ち監獄で拵へた物を民間市場へ賣出すといふ時にはどうしてもそれが民業を幾分か壓迫するといふことになります。なせかといふに、監獄の仕事は民間のそれと違つて第一資本關係が動きがない。危險がない。平穩である。卽ち資本を借る時分でもいつも同じやうな或一定の利子で以て借ることが出來る。民間に於ける如く利子が上つたり下つたりする危險を負擔せずしてやつて行ける。又工場の設備とか、燈とか、監督の費用といふ如きものも、民間に於ける如く細かに收支計算をしなければならぬといふ譯のものでもない場合が多い。從て監獄に於ける生產費と稱するものは、民間のそれとは大分性質の違つたものになつて來る。それで監獄で拵へた物はどうしても割安になつて居る。依て廉く賣出す。廉く賣出す爲に從て民業が壓迫を受けるといふ批難はどうしても免れることが出來ない。事によつたら此批難は感情的卽ちセンチメンタルであるかも知れない。併しセンチメンタルであるにせよ何にせよ

あながち當らざる批難ではない。どうしても免れ得ない批難であるから、此批難に對しては當局者たるもの心すべきであらうと思ふ。それから御列席の監獄官吏諸君のまえで申上げにくい事でありますが、一體役人は商賣に迂い。商機に通じない。而して更に官廳である以上國家行政上の監督を受け、直に會計法といふ極めて窮窟千萬なるものゝ適用を受けなければならぬのでありまして、一面經濟上からの敏活に事を處するといふ方から考へると、さういふ色々な煩累の爲に臨機應變の處置を執ることが出來ない。あの原料は廉いからオイソレといふ譯にはいかない。故にさういふ點に就て少からぬ不便があつて、時には高い物を脊負ひ込むやうな事もある。それから官吏は固より總ての技術に通じて居る譯でないから、殊に監獄作業が日本に於きまする如く五十數種にも分れて居ると色々な事を知つてゐなければならぬけれども、神ならぬ身の、殊に官吏の身にある者の其等の總ての技術を心得て居るといふことは到底望み得ぬことでありますから、從て監獄作業に對して適當なる監督を與へるといふことも是亦甚だ覺束ない次第であります。品物を販賣する場合に於てもまさか監獄の門前へショウウキンドーを張る譯にもいかない。さういふ事を若しすれば反感を蒙つて燒打に遇ふかも知れませぬ。大變な事である。といつて廣告をする譯にもいかぬし、地方へ販賣係を差向けて販賣をさせるといふやうな事も勿論出來ませぬ。して見るとどうしても監獄で拵へた物は或中間的商人に向つて販賣を委任しなければならぬ事になります。而して販賣委任を受けたところの中間的商人はどういふ風にそれを買ふかといふと、先づあまりよい値には買はないです。これは決つて居る。廉く買ふ。廉く買

つて、それをもう少し高くした併しやはり一般より廉い値で民間市場へ持出すとそれでも民間市場を壓迫するといふことになる。斯ういふ譯である。要するに多少は弊害がある。完全ではないが、併しながら物事總て弊害なきを得ない。しかもどちらかといふと一番初に述べた通り監獄作業者の數は少ない。細かく分けたならば尚ほ少くなる譯であるからして、監獄作業が民業をそんなに壓迫することはない筈である。

併しながら今のやうな事があるからして、之を今のやうな事なからしむる爲には、それでは監獄作業はどういふ方面に向つて行つたらよいかといふ事が玆に於て起つて來る一の研究問題である。私は思ふ。卽ち監獄作用はなるべく監獄自身又は其他の官廳の需要を充すといふことに向つて行ふのが一番よいことに結局なりはすまいか。尚ほ餘力があつたならば請負するもよろしい。主として自分自身又は他の官廳の需要に應することがよからう。勿論これは今日私が事新しく云ふ譯ではない。今より既に三百二十年前和蘭アムステルダムに於て此主義を採つて居つたのである。尤も多少は違ひます。アムステルダムではどういふ風の民業の壓迫にならぬやうな方法を採つたかと申しますと、官廳の需要に應ずるといふ事も致しましたが、併しながら主としては其時分別國から和蘭へ入つて來る染料の材料になる蘇黃といふ如き木がありますが其木を削ることが監獄の仕事になつて居つた。それを削つて染料を拵へる。その削る職業はまだ民間にはなかつた。そこで監獄で以て其仕事をする。これはなるほど民業壓迫にならない。斯ういふ事をアムステルダムの市長が考へて其監獄でやらせたのであります。

ます。以來其尊重すべき改智を襲つて民業と競爭しなくてもよいやうな仕事をやらせたら宜からうといふことになつて來ました。それは何かといふと監獄自身の必要物を拵へること、前に申した通りであります。これは何處でもやつて居るやうである。日本の法律にも、在監者は其拘禁せらるゝ監房の清潔を保つに必要なる用務に服すべしといふ定がある。自分の監房の掃除を自分でしなければならぬ。それを始めとして監獄の中の色々な必要物を監獄で拵へる。或は監獄の建物自身を監獄の手によつて建てる。監獄の備品も監獄で拵へる。衣食住總ての物を監獄自身で處理する。斯ういふ風になつて來て居るやうである。其次には監獄以外の官廳の必要品を製造すること、これも大分廣く行はれて居るやうであります。例へば陸海軍の必要品、軍服など、麻であるとか、綿絲であるとか、綿布であるとか、其他萬端の用度品、軍隊病院の備付品、又鐵道官廳に對しては鐵道の待合室に備ふべきところの卓子や何か、窓懸、椅子、敷物など、それから郵便局に對しては集配人の行嚢であるとか、小包を包む嚢、鹽專賣局などに向つては鹽を入れる嚢など、又文部省ならば學校用品、教室へ備付ける物など一々申せば際限がありませぬ。さういふ官廳の備付品は總て監獄で以て拵へるといふ風に致しますとさうするとこれは官廳で是非入用な物を造るのであるからして、市場へ出すこともいらず、民業壓迫といふところの批難は免れる譯である。而して此監獄内の作業に於ては、第二に述べた監獄が民業を請負ふといふ方法と、第三に述べた監獄自ら直營でやるといふ方法とが、刑事政策上から見ても經濟政策上から見ても最良の方法であると思ふのであります。

次に監獄外の作業はどうかといふと、一體監獄外の作業は刑事政策上おもしろくない。なぜかといへば、初に述べました通り監獄の囚徒が監獄外の人間と直接に交通するといふことは甚だ危險であるから、なるべく之を離隔しなければならぬのである。刑の執行上それは是非さうなければならぬのである。此原則が破られるといふことになります。そこでありますからして、且つ又此監獄外の作業にある。先程刑事政策上囚徒使用するとしても刑の種類によつては到底使用することが出來ない場合がある。に對しては個人適應主義を採らなければならぬと云つたが、殺人罪の人間を外に出すやうな事をすると又彼は人を殺すかも知れませぬ。だからこれは個人適應主義からいつてもなか〳〵考へ物であると思ふ。若し已むことを得ずして監獄外の作業に使ふならば、あまりそれが自由人民と直接交通するいふやうな危險のない場所に於て、且つ又仕事がやはり官廳の需要を充すやうな事である場合、而して作業せしめる人間は既に其刑期の大部分を終つて最早逃亡の虞のなきやうな者、又是までの經歷上逃亡するやうな氣振のなき者等を擇んで使用するやうにしなければならない。從て其範圍は甚だ狹くならなければならない。併ながら場合によつては市外などに向つて開墾事業に從事させる事もよいかも知れない。現に獨逸などに於ても其北部の半島地の開墾とか疏水とかの事業に向つて囚人を使つて居るさうであります。卽ち疏水工事のやうな事、沼地を開いて田地にするとかいふやうな事、荒蕪地を畑にするとか、陸軍省の何か練兵場でも拵へるといふやうな事、さういふ監獄外の作業に向つて囚徒を使ふといふことはこれは洵によい方法でありませう。併しこれも大分限られて居るやうであり

すから、監獄外の作業は大體に於て之を要するに我々はあまり感心しない。

最後に監獄作業から生ずる收入の事に就て一言述べたいと思ひます。監獄作業といふことに就ては收入主義はいけない。學者の中には監獄作業は收入を多くせよと云つて居ります。稀にはさういふ議論もあるやうでありますが、それは當つてゐないと我輩は信ずる、考へる迄もない事でありますが監獄といふものは何の爲に設けられてある。卽ち日本なら日本に於ける數十億若くは數百億の財產の保障といふことを計るが爲に監獄が設けられてあるのでないか。然るに若し監獄作業に於ける僅か百萬か二百萬の收入を得んが爲に日本の數十億若くは數百億の財產が却て危險になるといふことがあつたならば何等これが刑事上の目的を達せないといふことになる。刑事上の目的を達せないばかりでない同時に經濟上の目的も達せないといふことになつて來るから、言ふ迄もなく監獄作業に於て收入主義を採ることはいけない。若し收入主義を採つてよいとするならば其作業は一番初に述べたところの組織、卽ち監獄の仕事を全部私人に請負はしむるが一番よいことになる。併しながらさういふ事はいけないのである。又斯ういふ議論がある。監獄はなるべく其作業者の能率を增加する爲に作業者を優遇しろといふ議論であります。卽ち監獄は囚人に向つてなるたけ賃錢を餘計やれといふのである。是亦考へなければならぬ事柄である。なる程監獄作業に從事する囚徒の賃錢は少ない。少いが一方民間の勞働者はその得たところの賃錢を以て彼等の衣食住を保つて居るのでないか。自分で稼いで自分で食つて居るのでないか。家族を養つて居るのでないか。監獄の囚徒は如何、彼は食べさせて貰つて仕事

をして居るのである。故に其賃錢の全部を彼に給することは出來ない。然らばどれだけを給してよいかといふことは實際問題でありまして、學問上之を定めることは勿論出來ませぬ。要するによほど適當なる所に止めて置かなければならぬといふことになる。

而して最後に又斯ういふ議論があります。近頃大分あつちこつちに言はれて居るやうでありますがそれは監獄作業上の利益の一部分を監獄官吏に分配したらどうかといふ議論である。民間の株式會社——勿論株式會社に限らない。總ての會社及銀行等に於ては其業務から生ずる利益の一部分を賞與金とか配當金とかの名義を以て社員及株主に分配して居る。これは至つてよろしい事でありますが、併しながら監獄に於てもそれに倣つて利益の分配をするといふやうな事は甚だいけない。なせいけないかといふと、若し政府が監獄の作業上の利益を考へられるもの——私は考へられるものと敢て云ふ、考へられるものゝ一部分を官吏に與へることになつたならば、必ず官吏の、皆とはいはないが一部の人はなるべく收入を多くしやうといふ方に眼を着けるに至りますから、從て刑事政策上の一番初に述べました目的、嚴正にやらなければならぬといふ目的が疎外せられて、遂に監獄は民間に於ける一の會社銀行と選ぶところなきに至ります。殊に請負制度などを採つて居る場合に於ては、商人などが監獄官吏に向つて何か不穩當のやうな態度に出づることなきを保することが出來ませぬ。甚だ危險である、さういふ事は。且つ又監獄の官吏が其俸給以外に特別の手當を受けるといふやうな事を囚徒が知りますると囚徒に對してあまり良い感化を及ぼさない。彼等は俺達の仕事の上前を刎ねて居るといふやうな、兎に角女子と小人は養ひ難しでありますがさういふ樣な考を起すに至りまして、改過遷善主義の方からいつても甚だ面白くない。して見ると監獄官吏を優遇すべしといふ問題は勿論でありますけれども、監獄作業から生ずるところの收入の一部を官吏に割當するといふことは絕對に採るべき事柄でなからうと考へるのであります。

以上述べました所は實に倉卒に考へて參りました爲に、且つ又時間も切迫して參りました爲に、色々言殘した所がありまして前後甚だ不揃でありますが、要するに監獄の作業に就ては刑事政策上の目的と經濟政策上の目的とを兩つながら達するといふことにしなければならぬ。而して刑事政策上の目的を達する爲には屢々反覆いたしますがつまり離隔主義を採るべき事、囚徒をして全力を盡して作業に從事せしむる事、併しながら其生命健康を害してはならぬ事、個人適應主義を採るべき事が必要である。而して監獄作業はなるべく生產的でなければならぬ。生產的といふ意味はなるべく利益のある所に勞力を使ふことである。それと同時に民業を壓迫するやうな事はなるべく避けなければならぬ。それには最も好い方法として民間と競爭しなくてもよい物の作業をなすといふ事、例へば監獄自身又は他の官廳の需要を充すといふことに向つて進むことが必要である事、而して監獄が請負ふ場合に就ても請負はす場合に就ても今述べた刑事政策上の目的に反しない程度に於て經濟政策上の目的を達すべき事、以上の如き事であります。而して尙ほ私の希望の點は監獄に關してもう少し朝野の注意を惹くこと、これが大層必要であらうと思ふのであります。卽ち內務の官吏とか、司法省の官吏、或は敎育

家であるとか、醫者であるとか、慈善家とかいふやうな人達がなるべく監獄に關する一の團體といふやうなものを作り、而して此團體が相當の資金を具へて定期刊行の有益な報告書のやうなもの、又は雜誌といふやうなものを出すやうにしたらどうであらう。且つ又此監獄の事業に從事して居られる人達も出來るだけ他の監獄の視察、國内の監獄の視察は勿論のこと國外の監獄の視察といふことに向つてももう少し研究考慮することが必要であらうと思ふ。一番上に居る大臣とか局長とかいふ連中ばかりでなく、却て直接監獄の仕事に當つて居られる方がさういふ事によつて知識を得られることの方が必要である。恰度關税の事務に當つて居る税務官吏が外國を歩いて研究して居りましたやうに監獄事業に就てもさうありたきものであると思つて居るのであります。而して監獄官吏の待遇といふことに就きましても、前に申述べました通り今少し講究を加へて之に優遇を與へるといふことが今日に於て焦眉に迫つて居る問題であらうと考へるのであります。此等に就ては又後日機會を得て御相談を申上げる時もあらうかと期待致します。甚だ粗笨な事を長くしやべりまして諸君の御清聽を汚しました。

（完）

資料

新しきシンシン監獄に就て（承第三十一卷第五號）

The new Sing-Sing.

宇陽北筑生譯

數年以前に某囚人が私に話をしたいと願出た。其口實は彼と私とは演劇の事業を共同でしたといふのであるが、此は後になつて僞である事が分つた。兎も角も逢ひたいといふので逢ふ事になつたが、當時囚人と話す時には獄吏の立會が必要となつて居たので獄吏は私を囚人の前に伴れて呉れたが直ぐ我等を二人きりにして彼は出て行つて仕舞つた。其囚人は私をミューツュアル、ウエルフェーア、リーグーの事務所である裏の小さな室に連れて行つた、獄吏は新聞を讀み乍ら座つて居た。其囚人はこの室を借りたいといつた。そして獄吏は温順に一言もせずに新聞を折りたゝんで外へ出て行つた。そこで私は私が話しあつた、人は此監獄に於て目に見えない統治廳の或る高い地位にある人であつたかと覺つた。其人は保護を欲求したが或る理由の爲めに彼を助ける事を試みるのは私の職務であるとは考へなかつた。其後私は他の典獄の許に給仕として働いて居る彼を見た。で私はなぜ彼が進級したのかと聞いた。

彼は進級させねばならなかつた。と典獄は言つた。「彼は前典獄の時に囚人を密告したといふ事を囚人が發見した、彼は矢張り囚人であつたのだ。そして何時でも彼が庭を通ると囚人は彼を殺さうとした。囚人は彼に向つて窓からナイフや道具などを投け付けたそこで彼に室内の仕事を與へた。彼は給仕の仕事が彼に相當であるわけではなかつたけれども彼が殺されるのを防ぐために」と。

此の話は約二十年前シンシンで起つた幸福なる家庭生活を引證するために企てたのである。オスボーン氏が就任する少し前の事であるが囚人が建物に火を放けたり一揆を起して獄吏をものともしなかつたその時代にかの逃亡、反抗、無秩序を公衆は念を押すの要はない。

オスボーン氏の家の在る町の洲立監獄の狀態はオスボーン氏の監獄學（刑罰學）に對する趣味ある說明であるかも知れない。

× × × × × ×

然し兎に角第一に此の問題に引き付けたのは數年彼がその事を研究したからである。そして二年前にそれを囚人と同じ樣に知るために彼はオーボアン監獄の一監房に生活した。彼が知つた所のものは恐怖と慘憺とで彼を滿たしたのであつた。そして囚人の狀態を改革するために彼はオーボアン監獄にゴルドウン、ルール、ブラァザアフッド（Golden Rule Brotherhood）を設立した。それは囚人自身が互に支配することを囚人に許すところの設定である。現在に於てはシンシン監獄に於て、ミユーテュアル、ウェルフェーア、リーグー（Mutual Welfare league）と稱へられて居る。同盟委員はオスボール氏の

考へは正しい考へである事を證するために活動しつゝある。若しも汝等が人間を野獸扱ひにしたならばその人は野獸となるでありませう若しも汝等が彼を人間らしく取扱つたならば彼は人間らしくありまた人間らしき動きを示す事でありませう。これはオスボーン氏の考へである、それに依つてオスボーン氏は成功するとも失敗するともそんな事に頓著なく一身を提けて居るのである。

彼がシンシン監獄の典獄となつた時に臆病者にならなくて大膽になりだした。以下は改革の數々である。彼は囚人に談話を許した。スクルース（Screws）即ち獄吏がこう呼ばれて居るのを工場、食堂や庭園で呼ばぬことになつた。囚人は同盟委員に依つて保護されて居る。彼は暗黑監獄として知られたる有名な拷問を全廢した。彼自身の改革の條件として彼は囚人に依つて選拔され囚人の手に依て成つた監獄法違犯（infraction of Prisonrules）に對す罰則を設けた。彼は囚人は彼が好む丈けの手紙を書くことを許した。囚人を日曜日や休日に監房に拘禁せずしてその一日を庭園で過す事を許した。

殘忍なる時代には若しも休日が日曜と本年六月四日のやうに重なりまた續くならば囚人は土曜日から火曜日まで監房に拘禁されたものだ。一般に休日と日曜日とは嫌忌されたそして單に不當で而かも慘酷な罪（罰）と思はれた。彼は囚人に庭園に於て喫煙する事を許した、彼は囚人に外部の人同樣にシヤツ、カラー、ネクタイを着ける事を許した。此は小さな特典と思はるゝが獄衣を廢する事は囚人に自重心を與へそしてこの特典を囚人の中の誰ともが利用する事の出事るのであつた二十五ヶ條の特典がウエルフェーア、リーグーの會報に列擧しとあつてそれに依り會員は彼自身を祝福し、外部の人の樣に

着物を着る機會が第一に拔萃された。會報に依り拔萃されたものは次の如くである。

三、葉書、卷煙草。煙草、は今は吾々に送る事を許された。

四、總ての四人は現今は日毎に訪問を受けてよろしい。

五、四人は彼自身の印紙、切手を持つ事を許さる。この許可は郵便切手に關しては一人の四人が他の四人を助ける樣に許可したのである。

六、夕方に監房の中に拘禁されずして吾々は訓(講義、說敎)活動寫眞、音樂會、速記術、電信術、の樣なものに招待される。

十二。親族と妻との葬儀に出席する事を四人に許して居る。

十三、親族の者が出發するに際し、接吻し、そして互に抱き着く事を四人に許して居る。

× × × × × ×

正直に自分達が分らぬゆへか、又は自分達でオスボーン氏の地位を欲しかつたからで、彼等が言ふには今の制度では四人等が我儘な怠慢なる生活して居るとて、オスボーン氏を非常に攻擊したが、其攻擊の證據は全然其反對なものであつた。

最近六ヶ月間に擧つた工場の製造高は監獄が建てられて以來の同じ期間の製造高を超過して居る、その事はオスボーン氏の考は役に立つ樣になつたといふ事を意味するのである。病氣は五割少くなつた此の記錄を察するに次の如き事を念頭に持たねばならぬ、それは不行跡に依て法廷に引出された囚

は矢張り四人達同志で裁判せられ又その四人達が判決を下すのだといふ事である。又面白い事には四人仲間で下された嚴密なる刑罰に對す上告の數よりも典獄の代理人に依て寬大に過ぎたる刑罰を課せられたのに對する上告の方が餘程多いのであるといふ事である。

先年は自殺者の數が一年に十二乃至十五を數ふる程であつたのに七ヶ月の間に自殺を試みた者がたつた一人あつたのみである。それは翌朝にはクリントン監獄に押送される事になつて居る。昔はシンシンに居るのがいやで自殺をした。この四人はシンシンを去るやうに强られて自殺を計つたのでした狂人は五割も減じた。そして一般の健康は土地そのものがよくないに係らず非常に良好となつた。これは主として四人等を無意味に怠けさして監房の裡に居らせずに屋外の庭園に出つる事を許したに原因するのである。

要するにオスボーン氏の規則とする「仁愛第一」"humanity first"の主義は能率を增加し、健康を改良し、秩序を良好ならしめたのである。オスボーン氏がシンシンに來て以來二人の四人が逃亡したそして兩人の逃亡に關して新聞紙は澤山の頁を割いた。註說の中に彼等は是等の四人の端たない行爲はシンシンに於て實行されつゝあるアーナー、システム(honor System)の失敗を全然證據立てるものと指唱した。然し二人限りしか四人が逃亡しなかつたといふ事はアーナー、システムの結果としてゝはあるまいか。四人の逃亡は珍らしい事であるそれで新聞紙はそを印刷し公衆はそれに依てその事を知るのだ。然るに彼等と同じ樣な逃亡すべき機會があつて而かもそれをやらなかつた四人については

誰も聞いたものはない。彼に對する spotlight は全くない。第一面に下の如き會告を爲す新聞紙は全くない。

逃亡する勿れ！

正道に從ふ囚人諸子

シンシンに於ける一千七百の囚人は

彼等の官房に歸來せよかし

オスシング六月の今日千七百人の囚人、二年乃至二十年、若しくは修身の刑を科せられたる囚人のその中には强盜でも殺人でも發砲者 gunmen でも小賊でも乃至は貯蓄銀行の重役に至るまで入つて居るが此等の人は己を支配する人とては一人もなく只自分等の仲間で互に制し合つて居るので。逃亡すべき好機會さへ與へられて居るのではあるが彼はその機會を用ひないのである！　それは全く事實で然かも決して珍らしい事ではない。（未完）

統計

○大正七年十一月中入出監竝月末在監人員（△、減）

	越員入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増減	前年比較 増減
受刑者	五三、二一七	四、二一四	四、五七四	五二、八五七	五三、二六七	五一、四二七	△四一〇
刑事被告人	七、九七四	三、九二六	四、八五七	七、〇四三	七、九七九	四、二五二	△九三六
勞役場留置者	三三〇	三六一	三九五	二九六	三三一	三九	五六五
乳兒	三八	七	一三	三二	三九	二六	△七
總計 男	五九、二八五	八、〇二四	九、三〇九	五八、〇〇〇	五九、三三八	五四、〇一一	△一、三三八
總計 女	二、二七四	四八四	五三〇	二、二二八	二、二七八	二、二五九	△五〇
總計 計	六一、五五九	八、五〇八	九、八三九	六〇、二二八	六一、六一六	五六、二七〇	△一、三八八

備考　内朝鮮人受刑者男六九人刑事被告人男二一人、外國人受刑者男二八人女一人刑事被告人男六人ア

○大正七年十一月末日現在在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小菅	一、三五	一	一、三五												

	東京	豐多摩	橫濱	和歌山	千葉	前橋	水戸	宇都宮	長野	靜岡	甲府	名古屋	安濃津	岐阜	金澤	新潟	福島	宮城	盛岡	青森
一	一、一四七	二、四四四	一、二七三	一、一〇四	八六六	八九五	七二七	六八五	一、二六一	九四一	六三五	二、二九四	六六一	一、一四三	七四一	八二一	一、一四一	七四九	二、一四一	一、一四七
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	山形	秋田	京都	大阪	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	松江	德島	高松	山知	松山	高知	三池	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎
一	一、一四四	一、一四九	一、一六二	一、一五〇	一、〇五一	九五六	一、九九五	八九九	一、一四二	一、〇七一	一、〇五四	七六五	七七一	七四八	七七一	七四八	一、一三八	一、一四一	一、一九七	六六八	九五八	一、一四一	一、一四一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

鹿兒島	沖繩	函館	札幌	俘囚	十勝	網走	計
八〇六	四二	七八九	三五	一	一〇二	四四八	二、〇二五
四八	三四	三	八〇	一	八	四四八	三、八四三
三六	三	四三	一、〇九七	一	一、〇二一	四四八	六、八二
一	五	四六	一	一	三六	一四	七、〇四三
九	一三	一	一	一	一	一	三、九六
一	一	一	二	一	一	一	二、〇
二	一	一	一	一	一	一	八六、〇〇〇
八五〇	四六	一、七四一	六六	一	一、〇四七	四六二	二、三八
四六	三五	三	一、八六	一	一〇五	一	六、三八
八八六	五七五	八八六	一、八六	一	一七六	四八七	一、四三〇

○大正七年十一月末日現在受刑者刑名表

（△ハ減）

刑名	期別	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
懲役	無期	五六五	二六	五九一	五八四	五四二	七	四九
	十五年以上	一、一四一	三八	一、一七九	一、一六六	九五五	一三	二二四
	十五年未満十年以下	九、一二五	四八	一、六一四	一、六〇四	一、四三八	一〇	一七六
	五年以下	七、六八二	二八三	九、九六五	九、四四七	九、四七九	△	△
	三年以下	六、七二八	三二六	七、〇五四	七、〇七三	七、五二四	△	一八
	二年以下	九、七九一	四一七	一〇、二〇八	一〇、二六〇	九、四七九	△	一九
	一年以下	九、二八六	三一〇	九、五九六	九、七〇八	八、八二九	△	二〇三
	六月以下	三、八一五	一七六	三、九九一	四、一六五	四、二六六	△	二八六
禁錮	無期							
	十五年以上							
	十五年未満十年以下							
	五年以下							
	三年以下							
	二年以下							
	一年以下							
	六月以下							
	三月以下							
	計							
拘留刑								
合計								
受刑者ノ累犯	初犯							
	累犯							
	計							
受刑者ノ年齢	十八歳未満							
	二十歳未満							
	二十歳以上							
	計							

三月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	五年以下	十年以下	十五年未満十年以下	十五年以上	無期	計
九六〇	三三	八	二	四	四	四	一	一	一	五〇、六五九
八〇	三三	八	二	四	四	四	一	一	一	一、九七四
一、〇四〇	三三	八	二	四	四	四	一	一	一	五二、八五七
一、一八七	三六	八	二	四	四	四	一	一	一	五〇、九九三
五	三	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	一	三九二
一、六四〇	一九	一七	三	〇	四	四	一	一	一	四一〇
一、四七	一九	一七	三	〇	四	四	一	一	一	四一〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一、四三〇	二、一一五	一七六	一、一九三	三九	三九	一、六四〇	四七五	五一五	三九二	四一〇
一、四七	四七五	五一五	三九二	一、六四〇	三九	一七六	一、一九三	四八七	四一〇	四一〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一、四三〇	二、一一五	一七六	一、一九三	三九	三九	一、六四〇	四七五	五一五	三九二	四一〇

◎大正七年十一月末日現在在監受刑者罪名表

（△ノ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
竊盜	二七、三八二	八九八	二八、二八〇	二八、五七二	二七、二六二	△ 二九二	一、〇一八
強盜	二、三四二	一八	二、三六〇	二、三八九	二、四九五	△ 二九	△ 一三五
賭博及ヒ富籤	二、七三一	七七	二、八〇八	二、八六二	三、〇六八	△ 五四	△ 二六〇
詐欺及ヒ恐喝	五、九〇七	一一三	六、〇二〇	六、〇六二	五、九七二	△ 四二	四八
橫領	二、五五七	三六	二、五九三	二、六六一	二、五二二	△ 六八	七一
贓物ニ關スル罪	九五〇	二八	九七八	一、〇〇三	七九七	△ 五五	一八一
毀棄及ヒ隱匿	五五		五五	四三	五四		一
通貨僞造	一六七	三	一七〇	一七五	一九八	△ 五	△ 二八
文書、有價證券僞造	一、二〇五	二〇、	一、二二五	一、二四〇	一、二〇一	△ 一五	二四
印章僞造	四一		四一	四二	二七	△	一四
僞證及ヒ誣告	九一	三	九四	八七	一一五	△ 七	△ 二一
瀆職	八〇		八〇	七九	六六		一四
猥褻姦淫及ヒ重婚	四三五	一六	四五一	四五一	三九六	〇	五五
傷害	一、七〇三	一、七三五	一、七七一	一、七七一	一、六八三	△ 三六	五二
殺人	二、三〇三	一九八	二、五〇一	二、四九二	二、四一四	九	八七
嬰兒殺	三一	一四七	一七九	一八一	一六七	△ 一	一二
遺棄及ヒ監禁	一二		一二	一三	一六	△ 一	四
逮捕及ヒ監守脫逃	四二	七六	一一八	一二四	一一七	△ 六	一

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
公務執行妨害	六八	一	六九	六六	六五	三	四
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四一		四一	四三	四一	△ 二	〇
毀棄	四五〇		四五〇	四五一	四三	△	一九九
放火	一、一六六	二五九	一、四二五	一、四三七	一、四〇七	△ 一二	四〇七
住居ヲ侵ス	二〇八	二	二一〇	二一四	二一八	△ 六	一八
略取及ヒ誘拐	九八	二〇	一一八	一二二	二一二	△ 八	六
其他	二五七	二八	二八五	二八二	二四五	△ 四	三六
計	五〇、三二三	一、九七二	五二、二九五	五二、六五二	五〇、六七一	△ 三五七	一、六二四
陸海軍刑法	四五		四五	四〇	五八	△	一三
森林法	一三九	一	一四〇	一五九	一五四	△	一九
徵兵令	一三		一三	一五	一三	△	一四
郵便竝電信法	四二		四二	三七	二九		五
其他	二〇七	一	二〇八	二二二	三六一	△	一五三
警察犯處罰令	五三	三四	八七	一〇三	一一一	△	一六
縣府縣令及ヒ警察令	二〇	七	二七	二九	三〇	△	二
總計	五一九	四三	五六二	六一五	七五六	△	五三
總計	五〇、八四二	二、〇一五	五二、八五七	五三、二六七	五一、四二七	△	四一〇

譚叢

○新年だより

平和の旭光は洽く四海に輝いて、大正八年の初春は殊に瑞氣の溢れて見ゆる、げにも嬉しき正月と云ふべく前後五年に亙れる戰禍漸く納つて、茲に初めて靄々たる瑞氣の裡に新年を迎へたので、何人も浮立つ計りの初春氣分左も歡喜の世に初めて生れ出でたらんかの如き心地にて、雜煮の滋味と屠蘇の芳香とに先づ擧家の慶びを滿たし、聽て禮裝威儀の人となつた僚友各位、皆夫れ〳〵の儀式を終へて監獄協會へと馳せ參じた人々、金色燦爛たる正裝の谷田局長を始めとし、何れもニコニコ顏で正裝フロックの面々、欣々然として相慶する賑は本年劈頭の盛觀と見るべく、又我が監獄界の前途を祝福する瑞兆とも思はれた、

賀詞交換式は正午かと協會內大食堂にて行はれ會する者約六十名何れも在京有數の同勞の友、肅然として皆な其席に就いた、卓上には煮〻爛酒海苔卷蜜柑の類、簡單なるも新年祝賀の氣分に適ひ、席定るや北島主事が發起人としての挨拶『來會者の多數なるを感謝す本年の初春は殊に祝ふべし滿を引いて呑むべし』とあつて、先づ來會者一同は祝賀氣分を煽られたので、席は遽かに春めき渡りて見え歡笑嬉語刻々に高まり來り、獻酬も漸く盛んならんとする頃、谷田局長肅然と起つて大要左の如き莊重なる賀辭と奬勵の言葉を述べらる。

新年劈頭先づ吾々臣民の祝賀の念禁じ能はざるものは、畏くも我が　皇室の益々御繁榮に在ましまして瑞雲大內山を罩め、聖壽無疆萬民悉く御盛德を仰ぐの一事也とす、今朝辱くも拜賀式に於て　天顏に咫尺するの光榮を得たり、謹で拜し奉るに龍顏殊に御麗はしく御加齡と共に玉體倍々御健勝に渉らせられ、御肉付といひ御血色といひ誠に御申分もなき、堂々たる御威風、雄々しき御勇姿、如何にも之れ日東大帝國の元首として臨鑒し玉ふ御態度にて、一たび之を仰げば何人も其御尊嚴の威稜に打たれざるを得ざるの感あらしめたり、且つ皇族皆樣方にも御健在に渉らせられ、御一族悉く御淸福に滿ちさせ玉ふ竹の園生の御目出度さを拜しては、我が大父君の赤子等が心情は歡天喜地眞に限りなく何に譬へん方もなしと云ふべし。

願みれば歐洲大戰によりて誘發醸成せられたる人心思潮の變動は、實に驚くべくして且つ恐るべきものあり、之れ社會進步の一大轉機卽ち世界改造の時期に際せる時代產物なれば寧ろ喜ぶべき現象とや云はんも、而かも其勢ひの赴く所亦た必ずしも樂觀を許さゞるものあり、幸にして我が國は遠く戰禍の中心を離れ、且つ古來固有の國情美俗のあるあり、殊に世界絕冠の國體を有するが爲めに、今日の如き時運に會するも敢て何等危害の起るなく、唯だ順潮無碍に之に棹さして文明の進運と共に推移し以て其惠澤に浴するのみ、之を他邦の混亂狀態に比して其差果して幾何、吾人臣民は之に鑑みると同時に須らく皇天に感謝して可也、さは然りながら炎々たる思想界の火焰は何れの時か乾燥せる他邦人心に飛火延燒せざるを期すべけんや、由來乾燥は最も火を呼ぶの危險あり、獨り物質界に止まらず精神界に於ても亦た同樣とす、されば精神界の乾燥は何を以て之れを潤ふすべきか、之れ第一に注意すべき點なり思ふに是は人民をして克く仁政の德化に浴し、各々其堵に安せしむるを努めざるべからず、之れを是れ精神界の乾燥を防ぎ能く之を潤ふすと云ふべき也、是を以て苟くも官職ある者は常に皇恩の深きを服膺體得し、之を赤子たる人民に深く觀念せしむべき責任あるを忘るべからず、卽ち此責任を果たすを以て能く飛火延燒の危險を防ぎ得べし、豈に努めざるべけんや。

要は唯だ吾々官職ある者は新時代に處するに宜しく新時代の心を以てするにあるべし、若し夫れ時代を解せず徒らに舊慣古法を墨守して、人民を治めんとする者は、恰かも破袍姥面の俳優が新舞臺の役者たらんとするに等しく、不釣合にして到底其役に堪まるべくもあらず、而して其無作法や笑ふに堪へたるものあらん、官務の事若し苟且にも之に類するものあらんか、啻に笑止に終らずして遂に邦家の前途に由々敷大事を惹起すは炳として火を睹るが如く、結局世界文明國の落伍者たる悲境に陷るは必然の成行也、故に茲に新時代の心を以てすべしと云ふ所以のものは、卽ち時代に適合する新衣を纏ふの意にして、而して健全なる身體を變改せんとの義に非ず、切言すれば國家の主義方針は何處迄も之を固持するも、之を發展進歩さする方法手段は常に變改して其宜しきに從はしめざるべからざる也。

然るに監獄の事業は一見社會民心の變化に何等の交渉なきが如しと雖、其實決して然らず凡そ人心感應の妙は煉瓦塀や其他の人爲的方法にては、到底遮絕不可能の事に屬す、卽ち社會心理の感染の如き實に不可思議極まるものにて、殆んど何物をも之を遮斷し能はざるもの也、故に兎も角も今後在監者を處遇するに當りては、依然たる舊來の儘の考にては、非常なる時代錯誤に陷り、其處に大なる失態を釀すは既に前述する所の如し、之を要するに今後は一層彼等の人格を認めて尊重し、以て皇恩の高きを仰がしめ、遂に之を順良なる國民に敎化するの覺悟あるべき也、今茲に聊か新司獄官としての敎養に就き、說を爲す所以のものは卽ち新時代の獄政に當る新司獄官は、是非其時代と共に推移し進歩したる理想を有せざるべからざるを痛感すれば也、希くは之を諒せられんことを、茲に謹で我が

天皇皇后兩陛下の萬歲を唱へん望ひらくは諸君之に和せられんことを、

と杯を擧げられ高唱三回、列座皆之に和した、次で北島主事は杯を擧げて谷田局長の萬歲を唱へ他も皆な勢ひよく之に和した、是より席は又た更に賑ひ返りて乾杯の應酬矢の如く、覩酒陶然の氣分に一倍の元氣を得て、參々伍々退散したのは午後三時烈風當さに砂塵を揚げ、宛がら新年元日より風神は滿都の天的清潔法を施行しつゝあるの時であつた。（甲突生報）

寄書

○監獄衞生雜感

金澤　石崎貧樂

▲刑事採證學 Kriminalistik

刑事訴訟の補助科學 Hilfswissenschaft として一個の刑事採證學を創設したるものはグラーツ大學敎授「ハンス、グロース Prof. Hans Gross 氏である氏はレオベン、フエルドバツハ、グラーツ等で豫審判事、檢事、判事の職務を經過し此の間に幾多の法律事務に從事し殊に刑事々件に干與して判事、檢事、陪審官、犯人、證人等の心理狀態を考究熟察して茲に一個の新見地を發見し刑事學の基礎を組成したのである。

刑事に關する學說の基礎としては刑事人類學の方面ではベエールの「人類學的關係に於ける犯罪」に負ふ處極めて多く又たフエリー、ガロフアルー、タルド、ラカッギイー等の諸說にも倚つたものである、只ロンブロゾーの學說に對しては反對の態度を持つて居つたらしい。

斯の如くにして彼は犯罪採證學を一個刑法學の補助科學として其體形を大成せしめた、彼のフランツ、フオン、リストが犯罪を社會學的に研究し一個の社會學 Soziale schüle を宏したるに對して彼

は犯罪を各般の事實的方面所謂新獨逸の刑事學派から研究して創成したのである其學說は以て犯罪現示說 Erscheinungs lehre des Verbrechens 又は現象說 Phänomenlogie とも稱せらるゝのである。

今や彼の學說は全世界に喧傳せられて其影響する處は極めて大なるものであるが中に就いて匈牙利アグラム大學に於ては千九百六年同大學講座中に特に刑事學 Kriminalogische Wissenschaft を新設するに至り又瑞西ラウザンヌ大學に於ては千九百九年九月一日ヴオー州法に據つて同大學に特に警察學講義 Polizei Wissenschftliche Kürse を新設し警察學修業證書を賦與するの規定をすら制定したのである更に千九百十一年ケェルン第七回萬國刑事人類學會議及び千九百十二年の維也納に於ける第三十一回犯罪法會議は刑法學の補助學科として刑事心理學の存在を確認するに至つたのである。

犯罪探證學は犯罪を事實の方面から自然科學的に研究するを唯一の目的として居る。

刑事學者には二種ある其一は人類學刑事心理學の方面を研究する者 Anthologische Psychologisch Orientierten Kriminalisten と事實探證學の方面を研究する者 Beweistechinische Orientierten Kriminalisten とあるが彼は此兩方面を具有して其該博の智識と不屈の努力とを以て能く此の大事業を竣成し得たものである。

▲殺蚤劑の效力並に其撰擇

監房内に蚤の居ることは恐らくは何れの監獄に於ても皆無と誇る譯には行くまい、今尚ほ蝨の居る監獄さへ見受ける其證據には各監獄より移監し來る在監者の身體に蝨の居るからである、由來在監者の食料は營養分に不足を感ずる上に少量の血液を蚤に迄吸ひ取られてはたまるものでない、加之蚤の多いことは監獄衞生上不面目である余等も其不面目を仕出來かし居る一人である蚤が多いと云へば其他の衞生狀態も押して知られると來ては

一言ないのである。

從來殺蚤の目的に用ゐらるゝ物は石油偏陣、石油ナフタリン乳劑、石鹼石油乳劑等が蚤の眞死と假死とに於て明瞭でないことを遺憾として居るのである殺蚤劑の要件としては第一廉價で效力が迅速且つ强烈なること第二製劑の容易なること第三何處にても得易きことである故に殺蚤劑としては「クレゾール石鹼水」並に「クレオリン石鹼水」が最も有效なることを證明するのである、價格其他の點に於ては「クレゾール石鹼水」が最も有效と認めらるゝ。

▲蠅の糞便に就て

蠅の居らぬ所はない其蠅が少しも役に立たぬ無用の否な害物であるとすれば之に對する注意が肝要である殊に結核傳播の媒介者たるに至りては少しも宥恕が出來ないのである、監獄には割合結核死亡が多い隨つて結核患者も多いのである故に蠅の注意も亦た必要である厩舍抔は蠅の産生地である炊場抔は蠅の好んで集まる所である夫から各方面に散り夫より又た集るのであるから蠅の驅除も亦た必要なのである近來菅井博士が蠅の糞便中より結核菌を檢出して其蠅便を海獐に注射し結核を感染せしむることが出來た、又泥鰌や鮒を結核菌浮遊水中に飼つて置けば其糞汁中に生活結核菌を見るのである癩菌でも同樣である然るに蠅は何んでも食へば少時にして數回糞便を出すもので其糞便は何處にでも點々附着して居るのであるから危險である蠅が傳染病者の糞便に止まり其脚に病毒を附着して傳播することや肺病者の喀痰に止まり之を脚に附着し他に飛んで之を持ち廻ることは周知の事實である故に監獄に於ても蠅の發生は豫防せねばならぬのである。

▲國立感化院の命名

埼玉縣北足立郡大門村に設置の筈なる國立感化院は今回武藏野學院と命名せる旨内務省の告示を見た何んと立派な名ではないか。

▲蚊に就て

蚊の病毒を媒介することは「マラリヤ」の傳播にて人の知る所なるが其蚊は夏季何處にでも居らぬ所はない、蚊の頭には觸角がある胸部の上二枚の翅、下の方に六本の肢がある、雌は髭が細い頭の前端から突出して見えるのは吻である之を人の皮膚に螫し血を吸ふのである、雄の蚊は觸角に長い毛が澤山生へて居るから雌と區別が出る、蚊は子子から出來るので子子は卵から孵へつて出來る子子の腹部の後端に空氣を呼吸する管がある。そうして空氣を呼吸する、子子は日を經て蛹になる蛹から蚊になるので蛹でも食物は攝らないが運動はする、マラリヤの蚊は翅に斑點があつて體も一般に褐色を帶び物に止まるときに體が斜になつてゐる、之を斑蚊と云ひ學問上に「アノフェレス」と云ふ蚊であります、血を吸ふのは雌だけで雄は植物の汁を吸つて生活するのである、此の「アノフェレス」蚊にも數十種ある日本の内地には一種しか見受けられぬ、臺灣には八九種もある、卵から蚊になるまでには二週日以上を要するが熱帶地方では割合早い。

マラリヤと云ふ病は一種の寄生蟲によるので夫は人の血液の中に赤血球に寄生し繁殖して多くなると熱が出るのである、マラリヤの發作を繰り返すと遂には寄生蟲が丸い生殖體と云ふものになる、此生殖體が蚊の體内に入ると既に變化して蚊の胃壁に侵入する此處で分裂繁殖をして芽體と云ふものになる夫が蚊の體内を廻りまして最後に唾腺に集る、その蚊が人を螫すと皮膚から人の血液に入つて元のマラリヤ寄生蟲になるのである、此マラリヤ蚊の子は掃除のしてない所の水溜や池や湖に澤山發生するのである。

此蚊の驅除には子子の發生する場所をなくするか人爲的に石油を水溜に撒くか排水工事をやるか家の中には除蟲菊或は硫黄を燻して殺すと云ふような事も有効である、日本の蝙蝠は多く小さい所

謂「キクガシラ」と云ふ種類で之は蚊の驅除に最も効がある一匹の蝙蝠は一日に平均二百六十匹の蚊を喰ふと云ふ事を亞米利加の「キャンベル」氏が研究した、蚊の多い所に塔を作つて内部を暗くし蝙蝠を集めたと云ふて居る。

又た水中にも自然の敵があつて子子を片端から喰ふのである馬來半島には「ハブロキールス」と云ふ二寸斗りの小さな魚がそれである、又た「ハヤ」「モロコ」に似た魚も居る「ラスボラ」と名けて居るが馬來半島の「ゴム」園抔に保護して繁殖せしめ居るのである、又た西印度諸島の中の「バルバアト」と云ふ島にも「ミルクオン」と云ふ小さな魚が子子を喰ふのである。

▲東京衛戍監獄に於ける食物の調査並に該食物を以てせる新陳代謝試驗

一、監獄囚徒の力業に服する者の給與日額は主食精米四合二勺精麥一合八勺の外賄料定額五錢四厘にして患者減量米麥代金を以て副食物加給に充當す副食價格は日額約六錢二厘薪炭料六厘なり十日間に於ける副食物品種は朝味噌汁（芋莖、若布、葱、馬鈴薯、白菜、南瓜）晝（鰹、鮪、鯖煮附）他に野菜（四回）鱒、刻鰯、フライ、他に野菜一回、豚カツレツ、薩摩汁煮附、他に野菜各一回、夜蔬菜、乾物煮附は四回、豆腐料理、（汁、日樂、白合）三回、キントン一回、鯖煮附、馬鈴薯一回、鰊の子、芋莖一回にして代金は朝食平均七錢八毛、晝食平均三錢九厘一毛夕食平均一錢四厘六毛なり其平均一日の養價は主食（米麥六合）窒素一〇、二八副食七、〇三計一七、三一、内吸收量一二、五九、蛋白質計一〇八、二一（主食六四、二六副食四三、九五吸收量七八、五九脂肪三四、六七、（主食九、七五、副食二四、九七）吸收量二八、五〇含水炭素五五九、七（主食五一六、八副食四〇、一七）吸收量五五二、〇五熱量主食二四七三副食五七七計三〇、五〇内吸收熱量二八、五〇。

二、新陳代謝の研究、強壯男子の中等體の勞働を

なす者は幾何量の主食を攝ることに依て體質の均衡を維持し得るやを檢索するため年齡二三―二八歲の强健の囚徒に主食として六合食、五合食、四合食、三合食の外に同樣の副菜物を添加し各、十日間に亙り代謝試驗を施したり囚徒の勞働は午前五時三十分の起床より午後八時三十分の就床に至る間身體勞働として術科二時間、(通常一時間部隊敎練、三十分基本體操三十分駈歩行進)繩綯五時間、三十分精神的勞働として學科一時間、安坐一時五十分にして概して中等度なり右の成績を觀察するに概ね四合食にては體物質(殊に體蛋白)の損失を免れざるものゝ如しと。

○統計に現はれたる各監獄の成績(承第三十一卷第九號)

監獄局　藤井藤藏

十一　懲戒事件の遞減

如何なる事業も其人を得て始めて美果を收むることが出來るのであつて、殊に監獄事業に於て其然る所以は何人も認めて居るのである。

監獄官吏は、常に研鑽を積んで、徹底したる行刑を遂ぐると同時に、彼等在監者の師表となつて、所謂身を以て率ゆる的の活模範を示さなければならぬのも、之れ亦多言を要さないのである。

又在監者の師表チウことが、行刑の目的を達する上に、緊要なる事柄であるからして、何れの監獄に於ても其點に注意を拂はれ、其方針を以て職員の敎養に努められつゝあることは疑ひを容れざるところである。然るにも拘はらず、職員、就中看守女監取締の懲戒事項が、比較的多くして、監獄統計年報の示す所に依れば、年々六千人に垂んとする懲戒者を出して居るのである。卽ち此懲戒人員を、看守女監取締年末現在人員に比例して見ると、百人に對し八十三人となるのであつて、其數の尠からざるは豈に驚かざるを得んのである。

此統計年報に現はれたる數字より見るときは、

如何にも下級監獄官吏の怠慢、不德を標榜して居つて、在監者の師表抔といふことは殆んどゼロであるかの誹りを免るゝことが出來ない樣ではあるが、併し其內容に立入つて窺ふときは、强ち數の大なるを見て、驚くに足らぬのである。

監獄は在監者に紀律を强ゆると同時に、職員に對しても紀律は生命であるかの如く、飽迄之を勵行されつゝあるのである。且つ劇務であるからして、不知の間に過失失態の釀成されるのは實際免れ難いので、殊に況んや、看守女監取締に對しては、監督者が常に其身邊に付纏つて不斷の監督を爲しつゝあるから、微細の瑕瑾も忽ち監督者の知る所となり、敢て寬假せず、手續一本……と參るのであるから溜つたものでない。此點のみをいふならば、巡査抔より餘程割の惡い方である。然れども其れは、只側面觀察に過ぎないのであつて、他面より見れば、寸効も亦監督者の眼に映するので。之れが亦何かの考査資料に供せらるゝとしたならば、是れ程愉快で、且つ働き榮のあることはなからうと思ふ。

監獄官吏は最も眞面目でなければならぬ、理窟を言ふのも一通りは結構としても、其れに實行が伴はなければ寧ろ有害である。勤務が眞面目となれば、從つて懲戒事件數も減少して來ることは言ふ迄もない。夫れが爲めか、看守女監取締の懲戒事項が年を逐ふて遞減の事實を示して居るのである。之れは洵に喜ぶべき事柄であると思ふ。卽ち最近五ヶ年間に於ける懲戒人員と看守女監取締現在員との百分比例を見るに、左の通である。

懲戒人員累年比較

年次	免職	減俸	譴責	合計	年末現在百人に對する懲戒人員
大正二年	四九四	四、四二四	一、九〇八	六、八二六	九五・五
大正三年	四二八	四、三三〇	一、六六八	六、四二六	八六・六
大正四年	二六一	四、〇二九	一、三二六	五、六一六	八二・四
大正五年	二一四	三、八三二	一、一七八	五、二二四	七九・五
大正六年	二四一	三、四三六	一、一三七	四、八一四	七九・五
一ヶ年平均	二一八	四、〇〇八	一、三六一	五、九九七	八三・〇

前表に示すが如く、懲戒人員は逐年減少に傾きつゝあるのであつて、殊に現在人員との割合に於て顯著なる事實を示して居る。只茲に注目すべきは、大正六年に於ける免職數の激增である。減俸及び譴責處分の數は、前年より數百人減少の事實あるに拘はらず、免職數は反て二百二十七人增加し、又其前々年たる大正四年に比すれば、實に倍加して居るのである。之れは時局の影響であることは何人も想像し得る所で、卽ち職務を抛棄し、若くは誓約に違ひ强て辭表を提出し、以て他面に職を求むるものが著しく增加した結果である。最近三ヶ年間に於ける懲戒免職の事由を比較すれば左の通りである。

懲戒免職事由比較

	大正四年	大正五年	大正六年
職務抛棄	九七	一二九	二六四
誓約違犯	八三	一一八	二〇八
其他	八一	六七	六九
合計	二六一	三一四	五四一

（附言）、大正七年の實數は未だ統計の徵すべきものなきも、職務抛棄、誓約違犯の爲め免職せられたる者の、更に增加したることは想像が出來るのである。

十二　懲戒事件の不均衡

（各監獄當事者の一考を煩はす）

大正三年より大正五年に至る三ヶ年間に於ける看守女監取締懲戒總人員と、同上各年末に於ける看守女監取締現在人員と比較して見れば、前述の如く、一ヶ年間の懲戒平均人員は、現在員百人に對し八十三人五分となるものである。然るに之を監獄別に調査するときは、甚しき懸隔があるので、其內最も著しいものを摘出して見るに。

百人に對する一ヶ年間の懲戒人員

懲戒人員最多監獄

	大分	水戸	松江	沖繩	神戸
	二一二・三	一九三・四	一七四・二	一四九・四	一四三・八

懲戒人員最少監獄

	十勝	宮崎	鹿兒島	東京	佐賀	小菅	名古屋	甲府	山形
	一四三・四	一四二・五	一六・一	一八・八	二二・九	三一・六	三三・五	三八・二	四〇・五

此三ヶ年平均表に依て見れば、最も多い監獄は大分で、之に亞ぐは水戸である。此兩者は百人に對し、年々二百人內外の被懲戒者を出して居るから、一人の看守若くは女監取締は、每年二回平均に懲戒に付せられる譯である。又最も少いのは鹿兒島で次は東京である。此兩監獄は二十人に滿たないから、上記大分水戸抔の十分の一にも達しないことゝなるのである。

同一なる懲戒規程の下に於て、處分せらるゝ懲戒人員が、監獄の異るに因て何故に斯く著しき懸隔を招くのであらうか、甚だ以て疑問とせざるを得ないのである。

統計年報に現はれたる數字より推すときは、懲戒人員の多き監獄職員諸君は、如何にも怠慢、不誠實の如く、又其少き監獄職員諸君は、恪勤忠實の樣に見受けらるゝものであるが、吾人は懲戒人員の多少を以て、直に勤勵忠節を評定する唯一の資料なりと認むることは出來ないと思ふ。

懲戒人員の多き監獄も、又其少き監獄も、夫れには相當の理由があるに違ひない。

理窟は何うにも付け得るものであるからして、吾人も亦數の多寡に關する事由を說明することは之を避けたのである。只此際、統計年報に現はれたる數字を集收比較し、以て監獄に依り其懸隔の甚しき事實あるを報道し、各監獄に於ける監督者、被監督者各位の參考に供することにしたのである。必ずしも他監獄の振合を見て願みらるゝ所がないとは限らない。

監獄に依り減俸を主義とせらるゝ所と、又譴責

主義とせらるゝ所とある樣である。豈夫、斯る主義がある譯ではなからうが、比較的減俸處分の多い監獄と、比較的譴責處分に止められるゝことの多い監獄もあるのである。

左表は、大正三年より大正五年に至る各監獄看守女監取締懲戒總人員と、同上各年末現在同職員と比較し、一ケ年間百人に對し、幾人の懲戒者を出すやを見るべく、又其懲戒處分が、監獄に依り如何なる種類のものを科しつゝあるかを知らんが爲め調査し、其數の少きものより順次拉列し、之に加ふるに大正四年一月より大正七年四月迄の間に於ける、最も警戒豫防せざるべからざる、在監者の逃走及び自殺者の數を結び付けて見たのである。仔細に比較して見れば、監獄に依つて懲戒種類著しく差異あり、又懲戒人員の少きに拘はらず在監者事故の多きあり、又懲戒人員、在監者事故二つながら多きあり、卽ち之に依つて、職員懲戒數の多少が在監者事故の多少と、必ずしも一致すべきものではないことが判るのである。詰り寬嚴宜しきを得、監督の實を擧ぐると同時に、有效なる懲戒處分を爲すといふことが、六ケ敷い問題であると思ふ。

▲懲戒人員と在監者事故

年末現在看守女監取締百人に對する懲戒人員（一ケ年平均）

在監者事故（大正四年一月より同七年四月迄）

順	監獄名	免職	減俸	譴責	合計	逃走人員	逃走者	自殺人員	自殺者
		人				人		人	
1	鹿兒島	一・二	四・一	一六・一	二一・四	三	三	三	三
2	東京	一・二	一〇・七	六・九	一八・八	三	三	三	三
3	佐賀	一・四	一五・五	六・一	二三・九	一	一	一	一
4	小菅	一・一	一五・五	一五・〇	三一・六	一	一	一	一
5	名古屋	一・六	二五・一	六・八	三三・五	四	二	四	二
6	甲府	一・六	二五・五	一一・二	三八・二	一	一	四	二
7	山形	一・八	三一・六	六・一	四〇・五	三	二	三	二
8	長野	一・四	三三・七	五・〇	四四・一	四	一	四	二
9	廣島	六・四	二九・九	一〇・五	四六・八	七	二	五	三
10	奈良	四・五	三二・七	九・五	四六・八	七	二	五	三
11	豐多摩	二・九	四八・九	六・五	四九・二	四	二	五	三
12	網走	八・二	三五・四	一〇・六	四九・二	四	二	一	一
13	浦和	一・四	三四・四	一四・八	四九・五	二	二	五	三
14	岐阜	二・七	三四・〇	一二・一	四八・八	一	一	三	二
15	前橋	一・五	四一・八	五・一	四八・四	三	二	三	二
16	和歌山	九・〇	三八・五	五・一	五二・六	三	二	三	二
17	德島	一・二	四八・七	三・四	五三・三	一	一	三	二
18	宮城	四・九	四四・九	一四・六	五四・四	二	一	三	二
19	函館	六・九	三七・五	一二・六	五六・〇	二	一	四	二
20	青森	三・〇	四六・一	八・三	五七・四	三	二	四	二
21	金澤	三・二	五〇・五	五・一	五八・六	四	二	四	二
22	横濱	二・二	四一・五	二四・二	五八・九	七	三	四	二
23	福岡	六・五	三七・〇	九・三	六二・八	三	二	四	二
24	膳所	九・九	四四・九	八・三	六二・九	三	二	四	二
25	秋田	四・六	四一・二	九・二	六五・〇	四	二	四	二
26	葉鴨	五・九	四五・五	一四・一	六六・五	四	二	四	二
27	熊本	六・六	四一・九	二五・九	六六・四	四	二	四	二
28	松山	二・八	四一・二	二一・二	七四・二	二	一	四	二
29	三池	一〇・五	四五・〇	九・八	七五・三	四	二	四	二
30	新潟	七・七	五〇・五	一五・一	七六・五	四	二	四	二
31	靜岡	四・〇	五九・四	一三・八	七七・四	四	二	四	二
32	長崎	三・〇	五二・八	八・三	七八・一	四	二	四	二
33	千葉	一・八	五四・一	二五・七	八二・六	四	二	四	二
34	山口	五・九	六五・六	一六・〇	八七・五	六	四	六	四
35	高知	一・〇	五二・六	三五・八	九二・四	三	二	三	二
36	京都	七・八	七二・二	一三・五	九六・五	一	一	三	二
37	岡山	九・二	六六・〇	一五・八	九九・〇	四	三	四	三
38	鳥取	二・七	六六・七	三一・六	一〇一・〇	六	四	六	四
39	盛岡	九・一	五五・六	四〇・九	一〇五・六	一	一	六	四
40	安濃津	三・二	六六・八	二八・六	一〇八・七	二	一	六	四
41	樺戸	六・六	七一・一	三七・六	一一四・四	一	一	六	四
42	札幌	四・〇	五七・九	二八・四	一一九・九	一	一	六	四
43	宇都宮	一・五	九九・五	一四・九	一二五・九	一	一	六	四
44	大阪	一四・〇	一〇〇・二	一一・二	一二五・四	一	一	六	四
45	高松	八・六	一〇六・五	二・六	一二七・六	一	一	六	四
46	宮崎	—	八七・八	四四・七	一三二・五	四	三	六	四
47	十勝	五・六	一二五・六	三四・二	一四四・四	七	五	七	五
48	靜戸	一一・五	一〇五・〇	三四・〇	一五〇・五	七	五	七	五
49	沖繩	一・九	九一・九	五五・六	一四八・四	二	一	七	五
50	松江	五・六	一〇九・四	六一・一	一七四・二	二	一	七	五
51	水戸	五・五	一四五・二	四五・〇	一九五・四	三	一	七	五
52	大分	四・六	一八九・九	一八・九	二一二・三	一	一	七	五
	平均	四・六	五五・二	一一・七	八五・〇	二	一	四	二・一

（備考）逃走人員中には未遂者の數も包含す

雜纂

○予は看守諸君と語る　(二十)

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

予は曾て諸君と語るに、司獄官に理想なきは羅針盤を有せざる航海者に等しき旨を以てしたることあり、今亦た歳の改まるに及んで予は再び此一事を諸君と共に語るの自由を與へられんことを冀はざるを得ず、蓋し時勢の進展につれ倍々其必要の迫り來れば也。

見よ世界大戰は如何にして終熄せしかを、蓋し其處には幾多理由の存すべきは論を俟たずと雖、結局の處は米國の奮起して唱道したる正義人道の確保の聲が、幾千幾百の軍隊戰艦よりも強敵の膽を寒からしめ、而し其鋭鋒を挫きたる爲めにして、直言すれば正義人道の叫びが遂に敵をして、降を軍門に乞はしむるに至りたるもの也、是の故に我が　皇帝陛下は『正義は最後の勝利也』との祝電を我が同盟國に發し玉へる次第にして、最早世間何人も此明確なる大事實を疑ふ者あらざるべし、今や卽ち此の如しと雖、然も初め米國が之を參戰の理由として標榜するに當つてや、世間多くは之を以て迂濶となし、甚しきは之れ唯だ表面的言ひ草に過ぎずと爲し、其内心に於ては領土的若くは打算的野心ありて、此擧に出でたるに外ならずとなせり、之れ米國の懷ける高遠なる理想を解せざる者の言にして、一般的俗論としては尤もなる見解と言ふべし、されど今は着々として正義人道の聲が勝を制するに至り、卽ち迂濶とせられたる高遠の理想が漸く具體化する今日の有樣に對しては是迄の俗論黨も大に眼を醒まし其非を悔い改めて可ならん。

元來理想は人間向上の標的也、故に若し人間にして理想なからんか向上發展は得て望むべきに非ざる也、凡そ思想に活き理想に憧がるゝは人の本能性なれば、自ら其品位を知る者は此一時を措いて他に人間に貴き何物をも發見せざるべし、卽ち人間が下等動物と異なる所以全く此に存すればも、然るに世間往々にして理想を空想と取違へ、之を輕んじ之を卑しむこと畫餅も啻ならず、之れ謬見の甚だしきものにして大なる錯誤と云はずんばあるべからず。

夫れ監獄の事業は、一言にて盡せば心靈救濟の仕事也、されば理想なくして爭で救濟の道の立つべきや、吾人は決して之れ無きを斷言するに於て躊躇せざる也、理想こそは卽ち人間を完全に救濟する唯一の生命にして、殊に今日の如き一般民衆の覺醒を來したる場合に於ては、唯だ高尚なる理想に依つてのみ彼等を指導若くは啓發し得べし、果して然らば彼等の上に職務を執る司獄官は如何、之れ素より理想あるを要するは勿論なるのみならず、更により以上に高きものを有せざれば、本末轉倒其職責を盡し能はざるは明か也、誰れか云ふ司獄官は理想を要せずと、勿論監獄は實踐躬行の場所也、卽ち場所也といへども理想なき實踐躬行は、恰かも生命なき造花と一般其實を結ばず、況んや又た在監者は時勢と共に段々進歩して自然に自覺し來り、自覺し來ると同時に亦た理想も追々高まりつゝある今日の現況なるに於てをや、

理想にも色々あり一概に論じ難しといへども予が諸君と共に語らんとするものは、先づ第一に人格に就ての其れ也、吾人は迂遠なるが如しといへども、自己の修養を努め人格を高め、而して個人的感化を及すを努めざるべからず、之れ一見殆んど空想の如く時に或は百年清河を待つの愚を笑ふ者あれども、而かも正義が遂に最後の勝利者である如く、人格の力も亦た遂に在監者を征服するの日あるべく、而して正義人道の叫びが幾千幾百の戰艦大砲に優りて强敵を挫きたる如く、人格の力

も幾百の嚴罰苛則にも優りて、犯行を防ぎ改心を催すに効あるを確信すべし、確信して而して之に向つて努力すべし、之れ卽ち理想也尤も有力なる理想也、予が今日の司獄官に尤も望ましく思ふものは先づ以て此理想とす、敢て諸君に嚴密なる一諾を煩はさん。

○新春閑話

霜　輸

□翠松　綠竹瑞霞漾かに千門萬戸炊煙新なり、天祖基を開き玉ひてより二千五百七十九年、戰局茲に休戰の約成りて平和の曙光鮮かに、四海均しく太平の氣象を仰ぎ億兆爭ふて新歲の光輝を瞻る、予も亦　天壤無窮の聖世に遭遇し吉旦の椒酒に醉ひ頽乎として屠蘇の綺言を錄するを得るは洵に望外の光榮なりとす。

□毛髮　は年に對する租稅なり、喜ぶに付け悲むに付け一本づゝを上納して全く禿頭となりたる時、其租稅の全納に依て目出度くも五尺の體軀を天上に捧ぐるに至る、年々歲々頭の禿げ行くは當然なり、髮の本質は黑し白きは髮にあらず、若白髮、乃至齡より來る白髮は共に是變體の納稅方法なり、然るに白髮染を用ひてこれを隱蔽し、毛生藥を用ひてこれを糊塗せんとするは、脫稅を計るものにして、納稅義務の違背者なり、宜しく稅務官署に通告するを可とす、夫れ富士は白雪を戴て其容姿秀麗なり、人は白髮を戴て尊嚴を加ふ何事も自然に順應すべし、公明至誠なるを要す。

□冥途　の旅の一里塚なる門松を外に樹て、內には吉旦の蘇酒を祝ふ、昆布、鰯、花松魚、を備へて屠蘇三獻之れを三旦の式となす、こは一年の始に於て驕奢を戒むる爲めなりとか、屠蘇の起原を案するに嵯峨天皇の弘仁年中にして、天子も元旦四方拜ののち、御齒固の儀式ありて典藥頭より屠蘇酒及び白散を獻ずる習あり、山椒、

防風、肉桂、桔梗、白朮等を調合し之れを紅帛の鱗形の袋に入れたるを通例とし、古は除夜に井底に懸け置き、元旦取出して酒にて煎じ、家內擧つて東に向き、年少者より次第に年長者に飮み及ぼし、藥滓は井中に投ずる習にして、之れに依て一年中の邪氣を拂ふにありとか、錄して屠蘇の爲めに辯ず、之れを屠蘇氣焰と云ふ。

□忠實　に草履を取れるの人、遂に能く天下を取るに至る、忠實は立身の基礎なり、出世の階梯なり、世に秩序あり、事に順序あり、兵士如何に優秀なりと雖も、一躍大將となるを得ざるべく、雇員如何に堪能なりと雖も、直ちに奏任の官に配するを得ざるべし、兵士たるの間、雇員たるの間、各其職に全力を注ぐを要す、これ驟て奏任たり大將に進むの途なりとす、自負の極職務に滿足せず、これに不平を抱き、俸給だけの仕事を爲せば可なりと云へるが如き自棄心を起し其職務に忠實ならざるものは、誠實を缺けるの點に於て遂に大成せず、戒むべきことなり、

□醫術　の進歩せるため安心して不養生を爲す者あり、保證人の確實なる爲め安心して借金を盛にする者あり、慈善の美名あるが爲めに安心して不慈善の行爲を敢てするあり、境遇位置の高きが爲めに安心して下劣の非行を恣にするものあり、其他有ゆる階級に於て今日の社會決して安心せしむべからず寧ろ不安心の狀態に置くを以て本人の爲めなりとすと、綺語なりと雖も大に咏ふべきなり。

□今年　は羊の年なり、奔ね廻る馬の年は逝て溫和なる羊の年となりぬ、羊には綿羊、山羊の二種あり、綿羊は體質虛弱なるも性溫柔にして散逸等の慮なし、山羊は性怯懦なるも身體强健にして輕躁快活なり、而して羊に於て學ぶべきは溫和の性なり、從順の質なり、從順は人に於ても美德なり、父師に從順ならざるべからず、長者に從順ならざるべからず、國家に從順ならざ

るべからず、君主に從順ならざるべからず、正義道德の前に於ても亦同一なり、只夫れ從順の下、主義を有し、氣慨を藏し、理智の念を厚くして徐ろに之を培かへば可なり、之れ予の午を捨てゝ未の年を賛する所以なり、若し夫れ千羊の皮の一狐の腋に如かざるは羊の罪にあらず、羊質にして虎皮なるも亦然り、更に羊頭を懸けて狗肉を賣るものに至りては素より、順羊の關せざるところなり、羊腸九折の事古より傳はれり、抑羊の食物は牛と同じく植物のみにして動物を取らず、故に其腸は動物學上の原則によりて非常に長く纏綿せり、爲めに彼の山坂等の九十曲を形容して羊腸九折と稱するも全くこれに基けるなり、のらくらとして際限なきは稍不可なるが如きも、其消化力や他の動物に讓らず、以て百科の學の消化に資せんかな。

彙報

○逃走被告人の逮捕　昨年十一月二十五日夜金澤監獄福井分監在監被告人世古九重松逃走の件は前號本誌に掲載せし處なるか其後十二月十日に至り同人は三重縣上野警察署の手に逮捕せられたりといふ

○被告人の逃走逮捕　山口監獄岩國分監拘禁中の窃盜事件被告人戸田正登(二一)は去る十二月六日午後二時頃岩國區裁判所構内留置場に在りて上厠を申出でしより戒護者は之を許したるに用便の際自己穿用の下駄を便壺に取落せしを拾揚け潔洗せしめんが爲め止むなく留置場圍ひ外に連出したるを幸ひとし突嗟に緊く捕みし戒護者の手を拂ひ退け逃走し小島の如く身を躍らして四尺の生垣を乘越え逃走せしかば附添看守は直に追跡し續いて生垣を踰越せんとする際餘り取急ぎし爲め其所に轉倒し二三の負傷さへ爲し遂に一時取り逃がしたり一方分監にては急報により時を移さず各要所に職員を派し命警察と協力乘捜に手を盡したる結果幸に同日午後五時半頃岩國町に於て警戒中の巡査の手に逮捕せらるゝ原因は兩親を墓ふの念油然として生じやる瀬なき想ひ引きも止まらず一途に懐郷の情に駈られたるものなりと

▲勝所監獄入監物盜事件被告人三崎龜之助(三一)は十二月六日午後二時半頃勝所區裁判所公判に出廷の際其構内に於て看守の隙に乘じ手錠の儘逃走を企て構外約二町の所まで駈け出せしが同所にて雜なく追跡逮捕せられたり

▲浦和監獄熊谷分監物盜事件被告人椋岸榮作(三〇)は十二月二十四日公判廷に於て檢事より懲役三年の求刑せられたる者なるが午後六時過ぎ歸監の途中夜暗に乘じ手錠の儘逃走せんとして僅か數間を疾驅せしが戒護者如何でか免すべき直に取押へ無事歸監したり同囚は精神病的中間者にして常に浮浪生活を爲し居れるが性陰鬱沈默にして右の企ても全く一時的衝動に出でしものなりと云ふ却て如斯は一層意を用ふる要こそあれ

○受刑者の逃走逮捕　小菅監獄在監受刑者殺人懲役二十年中野重安(三八)は木挽工就業中の者なるが十二月十日午後二時半頃木挽用鋸の小修繕を申出戒護者の許を得て單獨交渉に出掛けたり然るに同戒護者は鍛冶工場擔當の看守に其旨引繼がざりし不覺より重安は却て之を幸とし自ら鍛冶工就業の四人に修繕を依頼し置き夫れより他工場に至り營繕用器具置場に施しありし鑛鋸を外し中より長二間の梯子並に約三尺の木片を取出し行く〳〵之を結き合せ外塀に立掛け踰越逃走せり一方見張所勤務の看守は遙に之を望見したるを以て非常を報ずる留笛鋭く連吹して追跡し漸くにして近著き樣携帶の拳銃もて發射せしが悪運強く命中せず其中他の看守が夫れと氣付き直に戒護部に報じ同部より駈せ來れる看守と協力追走せしも出沒巧みに追跡者を眩まし遂に取逃がしたり兎角する中其日も暮れ午後六時頃同監獄を去る約二里半埼玉縣北足立郡柳島畑中に重安は同地青年會員數人の包圍に會ひ遂退谷まれる折柄恰も巡回中の千住警察署巡査に依り直に逮捕せらる

○縊死　名古屋監獄監禁受刑者懲役三年吉田源市(二二)は平素獨居拘禁に附せられ居れる者なるが十二月九日も午食全部喫了し何等常に異る所なき狀なりしが夫れより三十分位を經過して巡回看守其居房に至り見れば作業素品の麻繩及三尺帶とを結び着けたる窓金網の上部に結り縊首し居れるに驚き直に抱き降し人工呼吸を施し間もなく駈け附けたる監獄醫看守長等數名力を協して蘇生に努めたる結果食事後間もなき事とて盛に嘔吐を爲して續いて幽かに呼吸し始めしが暫くにして嘔吐の食物口腔内に留り更に氣管に入りし爲めに呼吸困難を生じ遂に數分にして絶息死亡す其原因如何を察するに午食すら全部喫了し殆ど平素と異ることなき狀よりするに恐らく前非悔悟の結果發作的精神異狀に基くものならんと

○縊死未遂　安濃津監獄在監醫擔事件被告人南端德松(四五)は已に懲役七年の刑を言渡されたる者なるが十二月七日午後二時半頃居房に於て自己使用の木綿六尺褌の先端を結び玉とし回轉窓の開き眼掛けて投げ付け同時に窓を閉鎖し結玉を窓に噛まして褌布途

中より無下に切斷せる爲め其企は遂に美殊失敗に終りたり其隙逃する處に依れば甚だしくも驅逐の首魁と認められ前記の刑を言渡されたるは暴動行爲に加擔せざる身の露程も知らざるに拘らず有罪の判決ありたるは如何にも殘念至極なりとし神に身を委したるも却て思はぬ不覺を取りたりと

▲大分監獄監禁放火事件被告人神田猪熊(三二)は十二月十日大分地方裁判所に押送せられ其留置場に在る中看守の隙に乘じ自己の兵兒帶を以て縊首せしも幸直に發見する處となり同時に急報に接したる典獄は監獄醫を呼び現場に急行應急手當を施せしかば遂に十分間にして蘇生するを得直に病監に收容せらる

▲三池監獄在監受刑者放火物盜累役十五年西岡直正(三二)は性頗る僞飾質至つて怠惰大正五年八月移監以來二十三回の懲罰に附せられたる怠慢比類なき鈍物にして十二月二十二日も出業を拒みたる件に付き減食罰執行中偖々と過去の有樣より今後永年紀律的作業に從事せざる可からざるに加へて之を怠れば復も苦痛ある處罰に會ほんこと必然なりと想倒し竝に厭世自殺を思ひ立ち貧興の帶手拭禪を結び合し之を房內格子貫木に吊し縊死す



叙任

叙任

福島監獄勤務ヲ命ス　福島獄監若松分監長　齋藤文藏

四級俸下賜

（各通）

監獄醫（神戶）高貫篤一
監獄醫（大阪）押田芳之助
監獄醫（長崎）大串榮太郎

五級俸下賜

（各通）

監獄醫（函館）古川順一郎
監獄醫（熊本）到津要
監獄醫（名古屋）池田澄吉
監獄醫（岐阜）青山時三郎
教誨師（福岡）鄉屋哲公

六級俸下賜

（各通）

監獄醫（松山）佐藤利宗
監獄醫（佐賀）林俊道
監獄醫（勝所）野々垣梅次郎
監獄醫（網走）渡邊善作

七級俸下賜

（各通）

監獄醫（橫濱）藤本慶太郎
監獄醫（大分）齋藤緩道
監獄醫（山形）石山惠重
教誨師（宮城）近藤哲雄
教誨師　原善麿
教誨師（鹿兒島）敷山祐醫
教誨師（京都）富井隆信

八級俸下賜

（各通）

監獄醫（宇都宮）青山忠一
教誨師（和歌山）今井豐稚
教誨師（勝所）香川千巖

九級俸下賜

（各通）

教誨師（浦和）橋典仁
教誨師（安濃津）高林暢雄
教誨師（德島）梅林一衞

十級俸下賜

（各通）

看守長（佐賀）大橋彥太
看守長（福岡）森爲吉

給四級俸

（各通）

看守長（高松）江澤經雅
看守長（廣島）坂元一郎
看守長（札幌）河地幸作
看守長（豐多摩）西原幸藏
看守長（小菅）景山保志

給五級俸

（各　通）

看守長（函　館）赤石元五郎
看守長（三　池）森田厚藏
看守長（德　島）大井藤吉
看守長（和歌山）伊藤義郎
看守長（網　走）伊藤助秀
看守長（安濃津）柳田英之輔
看守長（小　菅）小原綱五郎
看守長（鹿兒島）長沼秀家
看守長（盛　岡）荒川金六
看守長（盛　岡）中田逸治
看守長（盛　岡）渡邊理一
看守長（札　幌）安原亮治
看守長（橫　濱）君塚庄次郎
看守長（安濃津）北村源次郎
看守長（和歌山）井口兵之助
看守長（青　森）笹森賢造
看守長（福　岡）德永梅太郎
看守長（小　菅）澤口利喜三
看守長（福　岡）安孫子代次郎
看守長（札　幌）竹內眞道
看守長（福　岡）藤井武利
看守長（沖　繩）西村仁太郎
看守長（水　戶）久野常松
看守長（宮　城）內田敬次
看守長（高　知）奧村輝
看守長（宮　崎）永田庄助

給六級俸下賜

（各　通）

看守長（金　澤）末屋與三郎
看守長（水　戶）川上里司
看守長（山　形）村上定平
看守長（千　葉）大島德治
看守長（廣　島）野村時二
看守長（廣　島）雨村信七

給七級俸

（各　通）

看守長（新　潟）吉田唯彌
看守長（橫　濱）白崎多藏
看守長（青　森）西村重五郎
看守長（大　分）三島茂三郎
看守長（前　橋）福島儀太郎
看守長（前　橋）高田利八郎
看守長（前　橋）石井俊三郎
看守長（德　島）石川亥之松
看守長（網　走）田中福次

月俸卅八圓給與

（各　通）

看守長（浦　和）双木文四郎
看守長（岐　阜）森島柳太郎
看守長（岐　阜）平石勝次郎
看守長（網　走）千葉啓次郎
看守長（網　走）山吉馬之助
看守長（甲　府）深尾政藏
看守長（山　口）森永義郎

月俸卅七圓給與

（各　通）

看守長（福　岡）廣渡秀緒
看守長（福　島）野村要太郎
看守長（福　島）生天目升作

月俸卅六圓給與

（各　通）

看守長（大　分）馬見塚國平
看守長（佐　賀）吉島正敏
看守長（宮　城）水谷孝三郎
看守長（十　勝）高橋佐一郎
看守長（奈　良）武笠龍太郎
看守長（新　潟）前田德三郎
看守長（新　潟）高島留次
看守長（松　山）樋上貳策
看守長（福　岡）田中俊輔

給八級俸

月俸卅四圓給與

（各　通）

看守長（福　岡）藤野秀實
看守長（巢　鴨）居川久一
看守長（札　幌）三浦平三

月俸卅三圓給與

（各　通）

看守長（長　野）韮澤雅雄
看守長（山　口）渡邊元太郎
看守長（大　阪）守田千松
看守長（宮　城）都筑正繁
看守長（宮　城）二瓶伊七
看守長（三　池）藤吉龜次郎
看守長（小　菅）岡見數馬
看守長（橫　濱）中村利義
看守長（新　潟）梅津幸市
看守長（豐多摩）松田正壽
看守長（奈　良）須藤璣
看守長（松　山）栗田貫道
看守長（水　戶）橫山豐次
看守長（水　戶）西鄉民吉
看守長（名古屋）小林一郎
看守長（十　勝）飯泉米藏
看守長（奈　良）大原虎夫

月俸貳百圓給與

（各　通）

看守長（熊　本）大田彦治

看守長（三　池）松本千代吉

看守長（三　池）寺島太作

看守長（橫　濱）平多悠司

月俸百二圓給與

（各　通）

看守長（廣　島）石井文太郎

看守長（金　澤）宮　喜一郎

看守長（水　戶）山本作藏

看守長（水　戶）宮古友次

看守長（岐　阜）山口吉平

看守長（奈　良）森本岩松

看守長（長　野）境　外次郎

月俸廿八圓給與

（各　通）

看守長（十　勝）三浦龜助

看守長（浦　和）白倉通雄

看守長（豐多摩）生田一雄

看守長（山　口）林　鼎三

看守長（勝　所）森口藤松

看守長（神　戶）井上松太郎

給九級俸

看守長（岐　阜）矢島仲次郎

看守長（巢　鴨）菊樂　亮

看守長（岐　阜）是松角太

月俸廿七圓給與

（各　通）

看守長（大　阪）林　秀俊

看守長（巢　鴨）軸原憲一

看守長（福　岡）西野十介

看守長（福　岡）清永德次郎

看守長（長　野）長谷川源作

看守長（府中監）小林利吉

看守長（山　口）德光源治

看守長（盛　岡）赤林一郎

看守長（奈　良）森田信平

看守長（沖　繩）仲地清雄

看守長（岐　阜）大山喜藏

看守長（宮　城）根田繁治

看守長（神　戶）田中重四郎

看守長（大　阪）前田孫代

看守長（安濃津）井關鈴生

看守長（網　走）小泉　強

看守長（大　阪）三宅定男

看守長（佐　賀）福岡常一

看守長（三　池）古賀鯛彥

看守長（大　分）古田學

月俸廿六圓給與

（各　通）

看守長（大　分）野崎辰雄

四級俸下賜

（各　通）

看守長（神　戶）鈴木文之助

看守長（松　山）關谷源太郎

看守長（甲　府）鍵山俊治

看守長（靜　岡）金木宣吉

看守長（豐多摩）小澤義親

看守長（十　勝）瀨戶仙助

五級俸下賜

（各　通）

看守長（沖　繩）德田安溫

靜岡監獄監獄醫　奧山忠邦

高知監獄監獄醫　尾立丑治

六級俸下賜

（各　通）

典獄（德　島）大月義平二

典獄（宮　城）江澤精造

典獄前　橋）渡邊武直

典獄（奈　良）上田定次郎

典獄（豐多摩）鈴木信彌

典獄（神　戶）加藤勝次郎

典獄（高　知）芥川忠藏

典獄（松　山）和田千松郎

七級俸下賜

（各　通）

典獄（福　岡）伊藤俊光

典獄（山　形）長谷川喜一

典獄（熊　本）山本鐵吉

典獄（和歌山）佐野佳夫

典獄（秋　田）岡部安憲

典獄（盛　岡）引野信夫

典獄（十　勝）木島正三

典獄（福　島）香川又二郎

典獄（高　知）中村時夫

典獄（水　戶）辻　敬助

典獄（鹿兒島）大原公平

典獄（沖　繩）中村基吉

典獄（宮　城）土居寬申

典獄（青　森）島田鎭太郎

五級俸下賜

典獄補（山　口）爾幸田彥次郎

典獄補（札　幌）三輪榮次郎

典獄補（浦　和）長谷場圭介

典獄補（豐多摩）渡部新平

六級俸下賜　與謝植（長崎）　秋元源次郎
給四級俸　司法屬　長山始
（各一通）　司法屬　上野泰吉
　　司法屬　藤井藤藏
給五級俸　司法屬　和田岩雄
給六級俸　司法屬　仁科正枝
給七級俸　司法屬　林定弘
給九級俸　靜岡監獄看守　菊地卯吉
任看守長給十級俸
靜岡監獄勤務ヲ命ス　看守長兼司法技手（福島）　伊藤新三郎
免兼官　看守長兼司法技手（宮城）　吉川清次郎
免兼官　看守長兼司法技手（宮城）　小長井善太郎
免兼官　看守長兼司法技手（宮城）　水谷孝三郎
免兼官　看守長兼司法技手（福島）　齋藤文藏
札幌監獄旭川分監勤務ヲ命ス　監獄醫（樺戸）　岡本榮作
札幌監獄旭川分監勤務ヲ命ス　教誨師（樺戸）　本田八重丸
札幌監獄旭川分監勤務ヲ命ス　看守長（樺戸）　竹內英夫
大阪監獄勤務ヲ命ス　看守長（樺戸）　杉本虎吉
青森監獄勤務ヲ命ス　看守長（樺戸）　鈴木文之助
任看守長月俸二十七圓給與　金澤監獄守　須田安太郎
金澤監獄勤務ヲ命ス　六級　和田岩雄

會報

○名刺交換會

本年一月一日正午十二時より恒例に依り本會に於て名刺交換會を開催す當日は天氣頗る晴朗にして會する者司法省監獄局職員及都下四監獄職員並に本協會員等六拾餘名なり定刻を待ち順次着席するや先づ谷田監獄局長の發聲にて一齊に恭しく兩陛下の萬歲を三唱し次で同局長は新年の所感に就き縷々述ぶる處あり終て祝宴に移り相互超歲の賀詞を交換し一同萬々の裡に歡を盡くし午後二時過ぎ散會したり。

○贈與金

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に基き故看守長橘本銀太郎氏遺族外十八名に對し金拾壹圓以下の金額を退職贈與金として去十二月十二日交付し尙同月二十六日附を以て右同樣元教誨師田口義見氏外九名に對し金八圓以下の贈與金を贈呈したり。

謹賀新年

大正八年元旦

監獄協會

原敬
谷田三郎
松井和義
有馬四郎助
野口謹造
坪井直彥
鈴木信彌
北島良吉

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正八年一月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町二丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　文社

發行所　監獄協會　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾貳卷第壹號（大正八年一月二十日發行每月一回二十日發行）